



重茂漁協 伊藤組合長より聴き取り 編集部

目 次

特集 被災地漁村の復興過程をみる —現地調査報告—

- 特集にあたって……………加瀬 和俊(4)
 復興途上の漁村—岩手県の二漁協に見るその実態と課題……………加瀬 和俊(6)
 共同利用による「なりわい」の再生……………梶井 功(21)
 宮古市田老町漁協・重茂漁協：
 専門漁家の維持＝養殖業の復旧に焦点を置く……………服部 信司(26)
 東日本大震災・大津波からの田老町漁協の漁業復興方針
 —共同経営を通じた個人経営への発展—……………谷口 信和(38)
 津波のあと……………畠山 昌彦(47)

農業研究最前線からの報告⑩

- 「臭化メチルに代わる新たな防除技術開発の現状と課題」……………津田 新哉(59)

- 〔時評〕 抜本的な就農支援策が必要ではないか……………(U・T)

☆☆表紙写真「流された漁具を拾集する漁民の皆さん」編集部
 「農村と都市をむすぶ」2011年10月号(第61巻10号)通巻720

抜本的な就農支援策が必要ではないか



本年8月2日に「食と農林漁業の再生実現会議」から『我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言』が出された。この中間提言が今後、どのように施策に反映されていくのかは判然としない面がある。当日の農林水産大臣の記者会見における「この取りまとめを受けて、今後、

どのように抜本的な再生を図っていくのか」という記者の質問に対する回答には内容への具体的なコメントはなく、「今後、農林水産省の施策に結びつけていきたい」というややそっけない回答であったからである。

しかしこの中間提言で注目される点として、担い手の確保に関わる部分がある。ここでは、フランスの就農支援策等を参考に新規就農や女性の能力の更なる活用を含め、将来の日本農業を支える人材の育成を促進する仕組みを検討する、あるいは、「6次産業化など農業経営の多様な発展の道筋に対応して、農業経営者を客観的に評価する指標を策定する」としている。『農業経営者を客観的に評価する指標』が何を意味しているのか十分理解できないが、従来の新規就農者対策に変わる抜本的な人材育成対策の必要性を述べているとすれば、これは重要な問題指摘といえよう。

周知のように農業労働力が急速に減少する中で、農業への参入促進が急務の課題となっている。その場合、新規就農者対策としては、新規就農相談センター等において農地の斡旋や研修の実施、住居の紹介、就農支援資金の融資など一連の対策がすでに講じられており、施策のメニューとしてはほぼ出尽くした感がある。しかし、問題は、就農支援はあっても、参入後の経営確立に向けた取り組みが十分ではないため、新規就農者が、その後、専業経営として定着できていない事例も多いという点である。このような参入後の農業からの離脱については、行政サイドでもぜひその実態や要因を確認してもらいたいと思う。

新規就農者が専業の農業者として定着する、すなわち、経営を確立する上での難しさは、ある意味で当然であろう。今日、長年農業を続けてきた農業者でも営農を継続することが困難な状況にある。その中で、元々十分な技術力、資金力を持たない新規就農者が経営を安定化させるには、かなりの努力、工夫を必要とするからである。

また、若い世代においては、そもそも十分な資金を持たないまま農業に参入しようとする者も多い。その場合に、手持ちの現金は、まず、日々の生活費に回されることになる。そして、就農支援資金等を借りて機械施設の

購入がなされることになるのだが、融資を行う側から見ても、経営実績を持たず、十分な担保能力のない新規就農者への融資は慎重にならざるを得ず、多額の融資を行うことは実際上困難となる。

一方、そのようにして初期投資が少ないと、專業経営として展開できる規模にはすぐには達し得ないことから、農業からの収入は少なく、十分な資金蓄積も図れないことになる。そのことが、低収入↓資金不足による投資の掌控え↓過小な事業規模↓低収入という悪循環から抜け出すことを困難とする。そして、そのような中で、出産・育児などに伴う家族労働力数の減少や、教育費の増加、あるいは、気象変動による急な収入減少などが生じると、それらは経営の対応力を失わせ、結果として事業を停止せざるを得ないという事態を生じさせるのである。

やはり、新規就農対策としては、前述の中間提言（その内容は不明確であるとして）のような抜本的な対策を構じる必要があるのではないか。例えば、平成22年度食料・農業・農村白書では、コラムでフランスにおける若者の就農支援対策を紹介しているが（230ページ）、ここでは、研修計画の実施、就農発展計画の作成、受給後1年以内の就農、最低5年間の営農等を要件として、1農業者当たり平均180万円の交付金が支払われている

ことや、交付金受給者の10年後の定着率が95%と高い水準にあることを指摘している。

日本においても、今後は、①事前の十分な研修・教育プログラムの受講、②具体的な営農計画案（認定農業者に対する経営改善計画ではなく、より具体性、実行可能性を伴ったもの）の作成、③農業経営者としての資質・能力の評価等を実施しつつ、さらに、一定年数の営農の継続や、環境保全的な営農方式の採用などクロス・コンプライアンスを課した上での助成、あるいは、專業経営として展開できる事業規模の確保に向けた総合的な就農定着資金制度の構築、さらには、参入後も経営内容や経営収支、資金繰り状況の確認と、それを踏まえた継続的な参入支援システムの構築を検討すべきではないか。そして、このことは、先の白書のコラムにおけるフランスのような40才未満の主業農業者が3割を占めるという状況を生み出す基礎的条件となると思われる。

従来、価格政策や構造政策、あるいは、経営政策を中心に施策が取り組まれてきた。しかし、今後は、人材育成が施策の基軸となるべき時期に来ているように思う。人がいてこそその産業であり、農村であろう。その意味では、例えば、若い世代の主業農業者が3割を占めるといふ状況を政策目標として掲げること今後必要ではないだろうか。

被災地漁村の復興過程を見る——特集にあたって

本誌編集部では毎年適宜、農村調査を行い、その報告を本誌に掲載してきたが、二〇一〇年一月号で初めて調査対象として沿岸漁村を取り上げた。岩手県宮古市の田老町漁協地区がそれであった。当地区の漁業は、家族単位で操業する藻類養殖業（わかめ、こんぶ）と天然資源採捕（あわび、うに、天然わかめ・こんぶ）、漁協が営むサケ定置網漁業を中心として構成されているが、特集号ではその経営努力、資源管理の工夫、就業問題等について、現地からの発言も含めて、農業との共通性と相違点を念頭に置きながら検討してみた。そこでは、後継者不足、高齢化、漁業経営体数の減少という全国共通の傾向が進行しながらも、若壮年者を一定割合で確保し、漁業専門的に経営を展開している人々が多数存在していること、漁協の自営事業（定置網経営、加工場経営）が大きな役割を果たしていること（さらに今後その役割が高まろうとしていること）等、特徴点が多面的に記録されている。東北太平洋沿岸地域の平均的な自然条件の下において、漁協と漁業者の意識的な努力によって一定の達成を見せている点で貴重な事例といえた。

しかるに三月一日の東日本大震災によってこの地区も激烈な被害を被り、防潮堤は崩壊し、漁船・陸上加工施設もほぼ全面的に失われ、漁協組合員・漁協職員の家屋の相当数も流出してしまった。個人財産・漁協財産の大半が一瞬にして失われ、その再取得の資金的な条件がないという状況の下で、廃業者の続出が避けられない事態となってしまったのである。

本稿は七月初旬に岩手県宮古市の二漁協（田老町漁協、重茂漁協）を訪問させていただいた際の聞き取り調査の内容をベースとしつつ、その後の情報も含めて、被害の実態、再建の歩み、打開すべき課題等について報告し、大震災からの復興に向けて必要とされる政策的支援の内容について検討することを課題としている。

ところで、東日本大震災の被災地漁村は、漁業の性格と再建の課題が異なる三つの区域に区分できる。すなわち、第一は気仙沼、石巻、大船渡、宮古、釜石等の漁港都市部分である。ここでは、沖合・遠洋漁業の層が厚く、したがって漁業者の多くは雇乗組員であり、津波による漁船の被害はあまりなかった（遠方の漁場に出でいたり、地震直後に沖へ船を逃がすことができたため）。この地域では漁業自体と関連産業（魚市

場、水産加工業、運送業、造船業、関係資材売買業等)の産業連関が強く、かつ関連産業の就業者数の方が漁業自体のそれよりもずっと分厚い。自治体にとっては製氷施設を初めとする市場機能の再建を急ぎ、地元の水揚げを回復して産業連関を再構築することが何よりも重要である。しかし水産加工業のような製品差別化の困難な産業で長期に供給を途絶させれば市場から駆逐されてしまうから、有力加工業者は加工団地に空きスペースのある他の地域に移って操業を再開したし、漁船の大半は被災をまぬがれた塩釜に根拠地を移して通常の操業を行っている。今後は、それぞれの生き残りかけた産地間競争が避けられない。

第二は、宮城県の仙台・塩釜以南と福島県である。ここは海岸線がまっすぐに走っていることから理解できるように沿岸漁船漁業地帯であり、沿岸漁業の中では相対的に大規模な漁船を利用した船引網、底引網、刺網などが営まれており、漁船の被害は相対的に少なかった(漁船規模が大きいため沖に逃がすことが可能であった)。海上作業者はほぼ男子に限られ、地域内で漁業者と非漁業者は画然と区別される傾向が強く、したがって職能的な漁業者集団(漁協)が漁業再建の責任を負い、地域的結合とは機能を分担する関係にある。

第三は、岩手県と宮城県北部のリアス式海岸地帯であり、入江の静穏域における藻類養殖業、天然資源採取が主たる漁業である。ここでは漁船の規模は漁船漁業地帯に比較してずっと小さく、したがってその大半は津波を越えて沖に脱出することは不可能であり、ほとんどが流されてしまった。漁船漁業地帯と異なつて、女子も海上作業に従事するし、陸上における製品化作業には可能な世帯員が皆従事する。天然資源は地域住民全体が漁獲する慣行が生きており、したがって漁村の住民は漁業専業者と天然資源採取のみの者から構成され、地域共同体と職能的漁業者集団が重なりあっている。このためここでの地域再建計画は、漁業再建計画と不可分である。

震災地の再建にとっては、それぞれの地域の特性に応じた再建策が不可欠であり、そうした地域実態の把握を抜きにした一律の機能集約化論などは、単なる財政支出節約論・地域経済縮小放置論に過ぎなくなってしまう。本号の特集は、上述の第三の地域タイプの一事例に過ぎないが、国の政策が地域の個性に応じてどのように活用されることになるのかといった点も含めて、現地の関係者の努力の中から貴重な知恵をくみ取って、長く続くであろう復興過程に求められる政策の構築に役立てたい。

(加瀬 和俊)

復興途上の漁村——岩手県の二漁協に見るその実態と課題

東京大学教授 加瀬 和俊

一、被災地漁業の概況

私達は、岩手県宮古市の田老町漁協と重茂漁協でお話をうかがうことができた。以下、調査によって知り得た被害の状況と復興に向けた努力、支援策の実態、直面している問題点等について、概況を報告したい。

岩手県三陸海岸のほぼ真ん中に位置する宮古市には、北から田老町漁協、宮古漁協、重茂（おもえ）漁協という三つの漁協があるが、宮古漁協が他県からの漁船も水揚げする比較的大きな漁港をもち、まぐろ延縄、船引網等の沖合漁業の基地でもあるのに対して、田老町漁協、重茂漁協は沿岸の家族漁家からなる純漁村である。表1によれば宮古漁協には二〇トン以上の漁船が二〇隻近くあるが、他の二漁協にはその規模の漁船はないし、一〇トン以上の漁船は漁協が経営する定置網で使用する船であるから、漁業者が使用しているのはもっぱら一〇トン

以下の漁船に限られている。

田老町漁協、重茂漁協は活発な漁協活動を展開している優良な組合として知られており、いずれも他の地域に比べて若壮年者の漁業従事の比重の高い地域である。両漁協ともに漁業種類はほとんど同じであるので、半島部にあって海に囲まれ、より純漁村的性格の強い重茂地区の状況をみておこう。

重茂地区の世帯数は四五七戸（二〇一一年八月一日現在）、このうち漁協の組合員のいる世帯が四〇六戸と圧倒的な比率である。漁協の正組合員数は五二九名、准組合員は五二名（二〇一〇年三月末現在）であり、後継者がいる世帯では父子ともに正組合員である場合が少なくない。

漁業種類は比較的単純であり、表2に示したように養殖業（第一種区画漁業権の範囲内）を営む世帯が一八一、あわび・うに・天然海藻（わかめ・こんぶ）等の自然資源の採取（第一種共同漁業権の範囲内）を営む世帯

表1 宮古市内の3漁協の概況(2008年)

	田老	宮古	重茂
漁業経営体	229	516	280
漁業就業者計	333	942	773
うち男子	291	780	518
漁船	523	760	670
無動力船	20	17	2
船外機船	473	637	634
動力船			
~1トン	0	0	1
1~	13	31	9
3~	9	30	9
5~	4	17	5
10~	4	10	10
20~	0	5	0
100~500	0	13	0

出典：「漁業センサス」

帯が三四七、刺網等で魚をとる一般漁船漁業(知事許可漁業)を営む世帯が二〇〇程度である。一世帯当たりの平均水揚高で見ると、養殖業が二〇〇八〜二〇〇九年で七〇〇〜一〇〇〇万円台に達していることがわかる(二〇一〇年度は年度末の三月一日の大震災によって、最盛期の三月後半の水揚高がゼロとなったため七〇〇万円を割っている)。平均規模でこの水準であるから、後継者と二世代で操業している漁家の水揚高は相当に高額になっていると思われる。

あわび採取を中心にした天然資源採取は、一世帯当たり一五〇万円前後に達している。年間数日間のあわび操業を中心としてこれだけの収入が得られることは、漁場の豊度の高さと資源管理の成功を示している。これに対して漁

船漁業は一世帯平均で五〇万円程度に留まっており、他の漁業のない閑漁期対策的なものであると見られる。

組合員はこれらの漁業を組み合わせて操業しているから、各世帯は以下のような二つのタイプに分かれる。第一は、養殖業と天然資源採取を営む者である。養殖業と漁船漁業の経営体数がほとんど等しいことから推測されるように、このタイプの漁家は漁閑期には小規模に漁船漁業にも従事していると見られる(ただし養殖規模が大きければ漁船漁業を営む余裕はなくなる)。これが地域漁業の中心勢力であり、組合員世帯四〇六のうちの四五%を占めている。第二は、養殖業を行わず天然資源採取だけを行っている者であり、他産業に従事し

表2 重茂漁協の漁業種類別の経営体制・水揚高

	経営体数			水揚高(100万円)			平均水揚高(万円)			漁業の内訳	対応する漁業制度
	2008	2009	2010	2008	2009	2010	2008	2009	2010		
漁船漁業	184	184	200	122	130	80	66	71	40	刺網、船引網、いか釣り等	許可漁業
天然資源採取	344	345	347	447	587	642	130	170	185	あわび、うに、天然わかめ、天然こんぶ	第一種共同漁業権
養殖業	187	183	181	1984	1379	1172	1061	754	648	わかめ養殖、こんぶ養殖	第一種区画漁業権

注：2011年3月末日現在の正組合員数は524人(うち女性16人)、准組合員数は50人である(津波による死亡者の法定脱退以前の人数)。

ている者（漁業雇われ従事を含む）、高齢化して養殖業をやめた者がこれに当たる。単純計算によればこのタイプが組合員世帯の四一％に当たる（三四七マイナス一八一を組合員世帯数の四〇六で除す）。

以上のような組合員の営む自営漁業のほかに、漁協が乗組員を雇用して操業している定置網漁業がある。重茂漁協には重茂漁協だけで経営している大型定置網が四か統、小型定置網が一か統あり（他に隣接漁協との共有の定置網が二か統ある）、一〇八人の乗組員を雇用して、二〇〇八×二〇一〇年度においては毎年六×八億円台の水揚げをしており、この利益が漁協経営の安定性を支えている。定置網は冬場のサケの水揚金額が水揚金額全体の七割を占めているが、冬網と養殖業の収穫期とは時期的にぶつからないので、養殖漁家の世帯員が定置網の乗組員となることも可能である。なお、漁協はこのほかに加工工場も営んでおり、年間一〜二億円程度の販売実績を上げている。

それぞれの漁業の時期は、養殖業の収穫期（最繁忙期）がわかめは三〜四月、こんぶは六〜八月、天然資源採取はあわびが一〜二月、うにが五〜八月、天然わかめが五〜六月といったところであり、養殖漁家は通常時には養殖関係の諸作業をこなし、閑散期には漁船漁業に多少従事するという方式をとっている。

田老町漁協の漁業実態も、以上に述べた重茂漁協の状況と基本的に同一であるが、一経営体当たりの水揚高が一回り少なく、したがって後継者の確保度もそれだけ低くなっていると見られる。田老地区は漁村集落以外の地域も含んでいて一四六戸からなっており、正組合員は五〇四人、准組合員は一七二人であるから、重茂地区と異なって漁業集落以外の地区も含んでいるといえる。また養殖漁家は九七戸と重茂漁協の半数以下であるから、重茂漁協に比較して養殖業を中心にした専業漁家が少なく、天然資源採取だけの組合員の比重が高いといえる。また、漁協経営の定置網では三九名を雇用し、年間三〜四億円の水揚高を揚げており、自営加工場の販売高は一〇億円内外である。

二、被害の実情

岩手県・宮城県のリアス式海岸地帯は、田野畑村以南が壊滅的な被害を受けた。田老地区は、歴史的に最も激甚な津波被害を経験しており（一八九六年には一八九五人、一九三三年には九一人の死者が記録されている）、岩手県内でも最大の堤防で町が防壁されていた。にもかかわらず津波はこの防潮堤を乗り越えて町中の建物をなぎ倒していったのである。

被害の概況を確認しておこう。田老地区では、漁協の

正組合員世帯四三五に対して死者・行方不明者が四八名、重茂地区では地区の総世帯四五七戸に対して五〇名である。また、流出した家屋数は、重茂地区では組合員のいる四〇六世帯のうち九〇世帯であった。流出家屋の比率は集落ごとに二極化しており、大半が流出した集落と水に漬かりはしても建物自体は大半が残った集落との差が明瞭であるという。

漁協の事務所は、田老町漁協では建物自体は流されなかったが、津波によって一階は使用不能になり、日数を経てようやく二階が事務所として使用可能になった。これに対して重茂漁協では漁協事務所が内陸部にあったため（明治期に二つの漁業組合が合併し、どちらからも等距離にある内陸部に事務所を建てたためであるという）、建物自体は被害を受けることがなかった。このことが他の漁協と異なって、津波直後から漁協が活動でき、住居を流された職員が事務所に寝泊まりして執務できた点で大きな強みとなった。なお岩手県内で漁協事務所が被災しなかったのは、この重茂と宮古の二漁協だけであった。

このように漁協の被害の点では田老町、重茂両漁協の様相は対象的であったが、漁業の被害の点では、ほとんど同質的であった。藻類養殖地帯では漁場が陸から近く、短時間の作業で戻ってくるし、重装備も必要でないため、漁船漁業地帯に比較して一般に漁船の規模は小さ

い。三トンないし五トン以上の大きさになれば、津波の際に沖に漁船を逃がす方策がとられるが、小型の船外機船では津波を横切る時に転覆してしまうので、その対策はとれず、漁船の大半が流されてしまった。表3は両漁協の漁船の被害状況を示しているが、両漁協ともに五トン以上の漁船は相当数が被害を免れているのに対して、三トン未満漁船は大半が罹災していることがわかる。したがって、漁船の再取得の必要性はこれら小型の船外機船が中心となっている。

なお同じ表3でわかるように、大震災前の漁船隻数で見ると、田老町漁協は一トン未満漁船が一〜三トン漁船の一・二倍もあったのに対して、重茂漁協では二倍に過ぎない。このことは、重茂漁協では養殖漁家の漁船はもっぱら一トン以上であったのに対して、田老では養殖業でも一トン未満の漁船が相当使用されていたこと、天然資源採取漁業だけを営む組合員が相対的に多かったことによっている。重茂漁協の方が養殖業の規模がかなり大きかったことの反映と言えるし、これが再建に向けた漁船の再取得のあり方にも影響を与えることになる。

ここで、両漁協地区の被害状況を整理しておこう。

A 漁協の被害

① 漁業自営事業の定置網

表3 漁船の被害状況（震災前と震災後）

	田老町漁協		重茂漁協	
	2009	震災後	2009	震災後
10-20ト	4	3	10	8
5-	4	3	10	4
3-	11	0	13	6
1-	71	0	262	28
0-	868	48	533	17
計	958	54	828	63

注：震災後の数値は田老町漁協は、被災漁船数を差し引いた値（被災漁船数にはその後の修理によって使用可能になったものを含む）、重茂漁協は2011年3月末日現在。

田老町漁協では六隻の定置網漁船のうち四隻が全壊、二隻が半壊となり、この二隻を応急的に修理して今年の秋の漁期には間に合わせ、他に一九トンの二隻を一隻一・九億円で建造することとした。重茂漁協では、二〇隻のうち九隻が廃船ないし行方不明となったため、残存漁船を修理し、作業班を統合して対処することにした（一班で一網を揚げていた方式を変更して、二班を統合して一班とし、一班で二網を揚げる方式にして少ない漁船数で対応できるようにした）。また定置網は四網が流されたので、当面予備網を使用するが、二隻の定置網船（一九トン型）と四網を

発注する予定である。
 ②漁協自営の加工場
 田老町漁協は沿岸部分に大規模な加工場を持って年間一・二億円前後の販売を生協等に行っていたが、すべて流されて跡形もない。わかめ加工

等のためには海水を必要とするので海に接した土地に立て直す必要がある。重茂漁協では、在庫品はすべて流出したが加工場、冷食工場は存続できた。

③市場機能の停止

田老町漁協の産地市場は、建物、建屋がすべて破壊され、冷蔵庫、製氷機も使用できないため市場業務は未だ再開できていない。市場の製氷・冷蔵施設の復旧は漁協の資力ではとてもできないので、補助事業の採択待ちとなっており、一年以上このままの状態が続きそうなことは、漁協運営面でも漁業経営面でも打撃が大きい。その間は、製氷・冷蔵施設の機能が一応残った宮古市場に水揚げすることになる。重茂漁協は以前から宮古市場に水揚げしていたので大きな変化はないが、近隣漁協の生産物が集まることになる宮古市場の能力の中に収まるかが懸念されている。

④漁協の被害額の評価

大震災の被害額は調査によって著しく異なっているが、それは計算違いやごまかしによるものではなく、調査の趣旨によって評価の仕方が異なるためである。重茂漁協の場合、私達の調査の時点で二〇一〇年度の決算書がすでに作成されていたが、それによると漁協自身の当期の損失金（その多くが固定資産の喪失額）は五・八億円、うち五・七億円が繰越損失金となっている。この

金額は出資金六・九億円に匹敵する金額であり、影響は重大である。しかし海岸にあったほとんどすべての施設が破壊された割には少額に見える。

これに対して同漁協が使用不能になった建物・機械装置・車両・船舶・漁網漁具・備品類をその取得価額によって計算した損害金額は四七・五億円に達している。再建のために必要な金額という意味ではこの金額の方が重要である。この意味での損害金額は田老町漁協の場合には三五・六億円と計算されている。決算書に記載された損害金額は、取得価格ではなく、漁協の負担額部分に限定され、減価償却分も差し引かれて残存簿価に直して計算されたものであるから、感覚的に把握される被害額よりもはるかに少なく表れることになる。ともあれ取得額で見ても二漁協合計で八〇億円を超える金額であることは、その規模の大きさと復興のための資金確保の困難さを示している。

なお、その損失金額を組合員と漁協定置網の合計水揚高で割ると、田老町漁協では水揚高一五億円前後に対して損失金額は三五・六億円であるから二・四倍、重茂漁協は水揚高三五億円前後に対して損失金額は四七・五億円であるから一・四倍程度となる。損失金額は必ずしも厳密な計算でない部分があるとしても、被害の程度は田老町漁協の方がかなり厳しいと見なければならぬ。

B 漁業者の被害

漁協組合員の漁業用資産の損失金額については田老町漁協が計算しており、三九・五億円という数字を出している。その内訳は漁船一二・二億円、養殖施設九・三億円、乾燥施設・乾燥機材八・四億円（こんぶの乾燥室を一二〇か所とし、一か所平均七〇〇万円として計算されている）、漁具二・五億円、生産物七・一億円であった。喪失漁船数は合計九〇四隻とされているので、一隻当たりの価格は一三五万円となり、一〇〇万円未満の天然資源採取漁船と、二〇〇～三〇〇万円台とされる養殖作業船が中心であることが推測できる。

三、自主再建の構想——政府の方針未決定の下で

大震災直後、三陸海岸の漁村地域は電気、水道はとまり、道路は瓦礫で封鎖され、鉄道は線路の陥没で止まり、車は流されて使えずという状態が続いた。隣接部落とも自由に往来できないという江戸時代の集落の孤立状況が再出現したのである。物資の補給も止まり、寒さの中で生存の危機に直面した数日間を過ぎた後、消防団等に結集して生存者救出・遺体捜索に漁業者の多くもたずさわったのである。

漁業の復興のためには被害状況の甚大さから判断し

て、通常の財政政策の原則——公的な施設は公費の補助も受けて復旧するが、各漁家の所有していた漁業用の生産手段は個人の責任で購入し、政府の援助は低利資金の貸し付けにとどめるという原則——では全く不可能であり、原状回復に向けて政府が全面的に財政負担を負うことが求められていた。しかし、政府は当面の緊急策に追われ、産業の復興に向けた方針は長く打ち出されなかった。肉親や家屋を失った者はなおさらであるが、将来の生活と仕事についての不安の中で、漁業者の中に廃業の方向へ傾斜する気分が濃厚になっていった。

こうした中で漁協は復旧のための方針を打ち出さざるを得なかった。政府の発表を待っているのは、地元を離れる者が急増する恐れが強かったからである。重茂漁協では四月九日に全体協議会（正准の全組合員が参加する点で総会よりも対象者が多い）を開催して復興方針を定めた。国の具体的な復興策が全く示されていない中で、「生き甲斐のある漁業と安心して暮らせる生活基盤を築く」ことをめざして絶対に復興をなすとげること、そのために「自助努力で出来ることはしっかりとやりながら、国に対し全面支援を求める」という姿勢を確認している（『業務報告書』二〇一〇年度、より）。実際、行政の方針が明らかにならない中で、若壮年の積極的な漁業者達は漁協と連絡をとりながらも自力で小型の中古漁船の取

得を始め、すでに二〇〇隻程度を確保することに成功していたという。高い養殖生産高に支えられた働き盛りの漁業者が分厚く存在しているだけに、そのエネルギーが発揮されたといえる。

この協議会の場に漁協執行部は漁業再建の方針を提出した。その内容は、組合員の漁業経営のために以下の事業を行うとするものであった。

① 船外機船の共同利用

新たに購入する漁船の所有権を漁協が持ち、漁業者がそれを共同利用する。漁業者は漁船喪失にともなう受領する漁船保険金の四分の一だけを漁協に拠出し、漁協が不足の部分を負担して漁船を購入する。以後水揚げの回復とともに水揚高の一〇%ずつを毎年漁協に払込み、一定時点で所有権を組合員に移す（なお、購入する予定の漁船隻数から判断すると、養殖漁家にとっては一世帯で一隻は使えるように配慮されていたと想定される）。

② 養殖施設の共同利用

養殖業の水揚高が被災によってゼロになったことに対して支給される漁業共済金の受取額の二〇%を漁業者が漁協に拠出し、漁協が養殖施設を作り、以後毎年水揚げ高の一〇%を漁協に払い込んで、一定時点で所有権を組合員に移す。

③天然資源採捕漁業

漁船数がそろわない時期に再開される天然資源採捕漁業においては、一世帯一人の操業に限定し、一隻に数世帯が乗り組んで共同操業する。売上金の配分方法は、陸廻り作業や諸経費も考慮して地区ごと決定する。

後に見るように①②は後に政府の方針で国庫補助が付き、漁協（したがって長期的には漁業者）の負担は当初予定の九分の一にまで削減できたのであるが、この段階では国庫補助がないものとし、かつ漁業者からの現金での取立はせずに、漁船保険金、漁業共済金の入金額の一部を漁協に留め置く形をとるといふものであり、実質的には漁業者自身の負担で漁業用生産手段の最低限度の再建を早期に図ろうとするものであった。この方針は協議会で基本的な了解を得ることができた。

他方、田老町漁協は四月二〇日から養殖関係者の会合や理事会を頻繁に開催し、養殖業の着業のために、残存漁船を漁協が借り上げる、修理可能な漁船を漁協が修理して使用する、新造船五〇隻を漁協が購入する、すでに漁協が購入した中古船八隻を活用するといふ諸方策を総動員して、七五世帯の養殖業継続希望者に漁船・養殖施設を確保させることとした。ここでは漁業者が漁協に漁船・養殖施設の代金を支払うという条件はないので、漁

船の所有権は漁協に残したままで共同経営の形態をとることが予定されていた。

上記の方針を示して従来の養殖漁業者に意向調査を行ったところ、重茂漁協では一八〇世帯中の一三〇世帯が養殖業を継続する意志を示し、五〇世帯が廃業（設問項目からすると、「二〇一一年度には養殖業を行う意思はない」ということ）の意向を表明した。その内訳は、一六世帯は経営主またはその妻が死亡した世帯であり、他は漁具倉庫、乾燥室、住宅等が流されて漁船と養殖施設だけの再建では再開できないという世帯であった。ただし重茂漁協では、後者の世帯については今後復帰することがあり得るとして、係留施設、ロープはその人々の分も設置しておくことにしたという。

田老町漁協でも同様に従来の九七養殖漁家の意向を聞いているが、七五漁家が再開の意向を表明したという。その希望する施設規模を集計して一応の全体計画をたてたところ、二〇〇メートルの幹繩を一台として、総台数は従来の六二〇台から四三九台に減少する計算になった。漁協は当面、この規模の施設を建設すべく、事業費概算三億円の計画を立案している。

注意される点は重茂漁協が全員協議会を開催して、天然資源採取だけを行う者の漁船の再取得についても方針を提示しているのに対して、田老町漁協の方針は養殖業

継続希望者七五名が使用する漁船・養殖施設を取得する計画に限定されていたことである。田老町漁協では恐らく、天然資源採取だけを行う者の漁船は一〇〇万円以下で入手できるので、自動車を買直すと同じように船外機船も自力で購入できるだろうという現実的判断がなされ（漁船保険金も支給されているから）、限られた漁協の財政力を地域内の漁業の基幹部分である養殖業者に集中しようとする方針が採られたのであろう。それに対して重茂漁協は、地域総ぐるみの漁協であるという特性に規定されて、養殖業着業の有無に拘わらず、全組合員に對する再建策が重視されたと考えられる。

漁協はこうした形で漁業者に再建への道筋を示し、彼等の操業意欲を高めるために努力を注いだのであるが、同時に系統上部団体を通じて政府がそうした方向に有効に役立つ補助金制度をつくることを要求していた。また、組合員は方針の早急な実施を催促していたが、政府の支援策が決まらないうちに実施した漁協への補助金の適及適用はないと判断して、漁協系統全体としては実施を先延ばししなければならなかった。

両漁協の方針は同じではないが、国庫負担の可能性が不明確な中で、ともかくも復興の可能性を漁業者が実感できるようにし、早急にその実現に向けて具体的な努力を開始しようとした点で、ともに貴重なものであった。

他の少なからぬ漁協が政府の再建支援策が出されるまでは対応のしようがないと判断していた中で、将来見通しに迷う組合員からの無理な注文や苦情を受けながらも、一応の了解を得るところまで自力で方式を定めていったのである。

こうした方針の提示が両漁協に可能であったのは、漁協の財務状況がよかった点——その基盤は優良な定置網漁業と加工場を有していること——が基盤となっていた。県内漁協の半数以上は繰越欠損金を抱え、さらに債務超過になっている漁協も相当数ある。そうした漁協は、組合員のために資金負担を負う方針は打ち出せなかったのである。

組合員の経営意欲を引きだそうとするこうした提案は、従来からの両漁協の方針の延長上にあった。両漁協は、水揚高が低落した場合の所得補償と養殖施設の災害に對する給付金の支給を内容とする漁業共済に全組合員が全額加入することを推奨し、そのための掛け金に對して漁協として助成金を出している。この方式の支援策をとっているのは岩手県下では七漁協あるが、漁業者が本来支払うべき掛け金の四〇～五〇%（田老町漁協）、二〇～三五%（重茂漁協）を援助しているのである。実際この結果として漁獲共済への加入は全員、加入額は満額が実現しているし、だからこそ罹災漁業者達はかなりの金

額の共済金を得て、再建に向けた漁業投資について考えることができるようになっていたといえる。

この点に関連して、表4によって田老町漁協の養殖業者が大震災被害によって受領した養殖関係共済金（特定養殖共済、養殖施設共済）の金額の分布をみてみよう。

これによれば、最も多い受給額は三〇〇万円台から六〇〇万円台であり、六三％の世帯が四〇〇万円以上を受給しているなど、共済制度が水揚金額の低下の相当部分を補償し、生活と経営の継続を可能にする制度として機能していることがわかる。重茂漁協の養殖業の水揚実績は田老地区よりもさらに高額であるから、共済金額もそれだけ多くなるはずであり、したがって重茂漁協はその一部を漁協に留め置くことによって漁業者全体に必要な漁船の調達を図る方針を立案したと解釈できる。それに対して田老町漁協では、共済金は当面の生活費に回らざるをえないとみて、漁船取得のための漁協負担分は漁協の資産を取り崩して捻出する方式をとったのであろう。

四、漁船、養殖施設の再取得をめぐる事情

漁船の取得については、重茂漁協では被災直後から積極的な漁業者が主体となって中古船の買付が進んだし、漁協もそれに本格的にとりくむ体制をとろうとしていたが、第一次補正予算の内容が発表されると（四月二二日

に閣議決定、五月二日に国会承認）、補助金交付の条件とされる共同利用方式（漁協が所有権を持つ）に従うこととし——個人所有・個人利用の方式では補助金は出ないのであるから——、県漁連の方針にそって漁船建造・取得計画を進めることとなった。

政府の発表によって共同利用漁船の取得のための費用負担は、政府三分の一、県三分の一、漁協（事業主体）三分の一とされていた。先に見たように重茂漁協の構想では、この漁協負担分を年賦払いで漁業者が負担することになっていったが、その金額が三分の一ですむことになったわけである。また田老町漁協でも漁協が負担する金額がそれだけ減ったことになる。

こうして漁業者の三分の一負担を前提として、各県の被災地の漁協が組合員の漁船取得の希望をまとめて行政に要望し、予算の割当が認められれば中古船の取得と新

表4 養殖関係共済金受領額別の養殖世帯数（田老町漁協）

養殖関係共済金(万円)	世帯数
1000-1300	4
900—	2
800—	6
700—	5
600—	11
500—	11
400—	19
300—	19
200—	9
100—	3
-100	3
計	92

出典：田老町漁協資料

造船の発注を行うことになった。対応が遅れていた岩手県内の多くの漁協も、この段階で組合員の意向調査に乗り出している。岩手県漁連では、各漁協が競争的に漁船を購入して価格上昇等の混乱が生じないように、県漁連で一括発注する方針をとることになった。

しかし岩手県は、この制度では漁業者を力付けて復興を確実にするには不十分であると判断し、県の独自予算で漁協負担分を減らす方針をとった。経営状況の悪い漁協、廃業との間で迷っている漁業者を、漁業再開に向けて勇気付けるための判断であった。具体的には国制度に比較して、県の負担部分を増やし、新たに市町村の負担を加えるという方法である。すなわち、国の負担分は三分の一のままであるが、県の負担分を三分の一から九分の四に増やし、市町村負担分として九分の一を加えたために、漁協負担分が九分の一で済むことになったのである。これは例えば六〇〇万円の養殖漁船の新造船を取得する際の漁協（したがって将来的には漁業者）の負担分が、通常時であれば六〇〇万円、今回の国の制度では二〇〇万円かかるのに対して、岩手県では七〇万円弱ですむことを意味している。罹災漁業者にとって漁船再取得の可能性が大きく現実化したといえよう。

漁船には各種のランクがあり、漁協も漁業者も資金難の現状では従来通りの船型・大きさのものを我慢して、

より安価な小型のものを申請する傾向が強かったし、新船ではなく中古船でよしとする者も多かった。しかしながら、県の方針によって漁協・漁業者の負担が国の定めた基準よりもさらに減少したために、漁業者の希望が変化することになった。すなわち、従来規模の漁船の再取得を希望し、中古船から新船建造へ申請内容を変え動きが生じたのである。この結果、集計された購入予定規模では国の補正予算額の岩手県割当が大幅に超過してしまった。そのため各漁協ごとに一定の総額の範囲に収まるように再申請と調整が必要とされるにいたったのである。

ちなみに、岩手県全体で一括発注をするために県漁連段階で標準船型として選択された新造漁船の標準価格のいくつかを示すと表5の通りである。まず、養殖業には従事せずあわび、うに等の資源を天候の穏やかな日に漁獲する場合には最も安価な八〇万円程度（船体三六万円、機関二七万円、他に艀装費等）のものが標準とされている。同じ目的で三人ほどが一緒に乗って作業し、多少の時化にも耐えられる堅牢さを持つようにする場合には二〇〇万円程度のものが標準であるという。養殖の作業にも使える漁船は、収穫物の運搬のためにも広さと馬力を必要とするので、より大きくなるが、それぞれの地域の海洋条件や養殖業の規模等によって幅があり、従来

表5 漁船の大きさと価格

	全長 m	トン数	金額 万円	用途
船外機船	4.7	0.2	80	アワビ採取等
	6.7	0.6	200	アワビ採取等
	9.1	1.6	350	養殖
	10.6	2.6	600	養殖
動力船	14.1	4.9	3100	養殖、刺網

出典：岩手県漁連が共同購入のために定めた標準船型のメーカー提示価格
注：標準装備、標準舾装費用込み

は田老町漁協では三五〇万円台のものが多く、重茂漁協では六〇〇万円クラスのものが多かったという。さらに魚をとる機能も加えると価格は高まり、標準装備を搭載し舾装費も加えると三〇〇〇万円を超えてしまう。通常では、この総額を払うことはできないので、機関、装備類は従前に使用していた漁船からそのまま移

し、舾装費も地元の船大工に依頼するなどして半額程度におさえているが、今回は前の漁船に搭載していた機器類が流されて使用不能になってしまったために、全額を払わなければならないわけであり、それだけに支援制度によって船価の九分の一の負担で一気に船体、装備類を新調できることは、積極的漁業者にとっては大きな魅力になったといえる。

補助制度の充実にとともに漁業者の希望が変

化したというこの事情は、モラル・ハザードとして批判すべき事態ではなく、新規投資を現実の問題としては考慮できなかった被災漁業者達が、住宅の再建費用等と両立させながら新規投資が可能になるかも知れないという希望を持つことができるようになり、その結果として、将来計画に対して積極的な姿勢を示し得たものとして高く評価すべきであろう。以上に述べた国制度と県制度の関係は、全く同じ負担割合で、養殖業の施設の新規設置にも適用されることになった。このことは養殖業者を経営継続の方向に大きく傾斜させることになった。

予想されたことではあるが、田老町漁協では、これまでは「養殖業を始めるには金がかかりすぎる」と諦めていた者（養殖漁家の二三男、定置網の雇用乗組員等）の中に「安く始められるならやりたい」と希望する者が表れてきたという。この点は今後の地域漁業の可能性に関わる重要点であるが、今回の調査ではこの点を十分に把握することはできなかった。今後の重要な課題としておきたい。

五、漁業再開への動き

三月中旬から四月にかけて予定されていた養殖わかめの収穫作業は、大震災によって養殖施設が破壊されたために不可能になった。漁船も出せず、瓦礫が海にどのよ

うにたまっているのか明らかでない期間、操業は途絶えていた。漁業再開への動きは五月の天然わかめの採取から始まったところが多い。

天然資源採取漁業は養殖業とは異なって、採取してくれば直ちに現金収入になる。そこで五月、六月の天然わかめの採取の時期において、組合員間の平等性を確保しながら操業するにはどうすべきかという判断が漁協に迫られることになった。これに対して重茂漁協では共同操業、共同配分方式で操業することになった。すなわち、使用可能な漁船の全てを漁協の管理下におき、一隻に三人ずつが乗って作業し、水揚げした三人は次の三人と交替し、陸上でボイル塩蔵加工を担当している人も含めて、全収益をプール計算して労働参加者の人数に応じて水揚高を配分する方式が採られたのである。地先資源は組合員全員の共有財産と意識されているので、漁船の被害に関わらず平等に参加する権利を与えることが重視されたのである。この方式での操業は五月に二回、六月に二回なされた。これに対して田老町漁協では、こうした交替方式を採っても漁船が足りないかと判断されたため、全体の操業を行わないこととしたのである。

七月はわかめ養殖の種付けの時期である。わかめのメカブがこの時期の水温の下で放出する胞子を陸上の水槽内で糸に付着させ、その糸を沿岸のごく近い海中(種場)

につるして幼芽を成長させて、一月にそれを幹繩に巻き付けて本養成漁場に移すと、来年三月には収穫可能な大きさに育つのである。調査にうかがった七月初旬はこの準備をしているところであった。沖の本養成漁場が壊れたままになっているので、一月までにそれが完成しなければ来年三月のわかめの収穫は不可能になる。今後はこの本養成漁場の設置が共同作業で実施されることになるが、その前提として一次補正予算で決定された事業が遅滞なく実施されることが必要になる。

六、緊急雇用事業

海で操業できる条件が整っていないので、当座の収入を得るためにも、避難所で無為に過ごすことを避けるためにも、日常的には緊急雇用事業に従事している漁業者が多い。この事業は、大震災によって失業状態にある人々のうち、失業保険の受給資格のない者をがれき処理等の公的雇用事業に吸収して、当座の収入を保証するものである。このうち漁業者に対する事業では、互隣化した養殖施設の整理など、通常行い慣れている作業に近い仕事を皆で実施するので、漁業者にとっては違和感がなく、しかも地域の漁業者と一緒に就労できる点でも都合な就労機会といえる。とはいえ、国庫負担で実施できる事業規模が制約されており、労働条件・支給賃金額の異なる

る事業が複雑に繋がる形で実施されている。

国の一貫した方針で早期から実施されたわけではないので、漁業者の雇用事業は条件の違う事業が内容的には同様の仕事をする形で繋がっている。まず、最初は五月から従来全漁連が管理していた休業輪番制度（資源保護のために交替で操業を休んだ際に所得減少分の一定額を補償する制度）のための基金（一〇億円）を活用して漁業者団体（実質的には全漁連）が実施主体となって被災三県で実施された事業であり、この日給は一二四〇〇円であった。この財源が切れて事業が終了し、国の制度が動き出すまでの間、宮古市の事業として漁協組合員を雇用する事業が八月末まで実施されることになったが、この日給は八〇〇〇円である。続いて国の緊急雇用対策事業が動き出せば、その日給は一二一〇〇円とされているので、皆がそちらに移ることが想定されている。

この事業では、朝の作業開始時と夕方の作業終了時に、作業者自身ではなく漁協の職員が全員の集合写真を撮ることが義務付けられている。このため漁協職員は、勤務の間に分散している作業現場を回って証拠写真を撮りに走り回らなければならない。

重茂漁協でお話しをうかがった後に、集落の小漁港の被災状況を見学に行った際に、この事業の作業班の方々の仕事であった。からまって使用不能になった養殖施設

設から、ロープやブイなど再利用可能な部分を取り外して集める作業が続けられていた。作業班の中の六〇歳代とおぼしき漁業者に伺うと、今まで養殖業をやっていたが、先行きがはっきりしないので今年は休む積もりだとのことであった。行政の支援策と漁協の方針を見ながら、それぞれの漁業者が与えられた条件の下で当面の対応を考え、迷っているという様子であった。それだけに、確固とした政策的支援策が出されて、再建の展望が開ければ、新規参入希望者も含めて、再建へむけた意思はいっそう強まることが予想された。

七、おわりに

再建への苦しい道を行んでいる漁村の空気に接し、調査し施策に反映させるべき論点が山積みであることを実感した。しかし漁協の役職員が極めて多忙な中で、私達の調査報告も極めて不十分なものに終わらざるを得なかった。とはいえこの範囲で、被災地漁業の今後の見通しと、それが示唆している政策的方向性について一言しておきたい。

第一に、地域漁業の主力を形成する藻類養殖業の担い手が減少することは避けられそうもない。当面の減少度（田老町漁協で九七世帯から七五世帯へ、重茂漁協では一八一世帯から一三〇世帯へ）がそのまま固定化すると

は限らず、今後の復帰も期待されているし、制度の組み方いかんによって新規参入者の増加もあり得るであろうが、残存する一経営体当たりの経営規模の拡大や、漁協自営の養殖業部分の創設が期待される方向となろう。

第二に、養殖業への新規着業希望者を積極的に迎え入れる方策が必要かつ有効である。復興のための特別措置として岩手県では漁協（漁業者）が漁船・養殖施設の初期費用の九分の一の負担だけで新規着業できる仕組みが作られ、それによって新規に着業する経営体が表れている。既存養殖業者・漁協が、非常時の現時点では対応に余裕がなく、従来の組合員の行方に関心を限定せざるをえない状況にあるため、二三男経営の分化・独立という形でしか動きが生じていないが、定置網の乗組員等の若者の中に潜在的に独立希望者がいることは確かである。平時になればこうした優遇措置は取り消されてしまうことは確実であるから、機敏で柔軟な対応によって、この復興過程において新しい担い手が迎え入れられることを期待したい。また、行政に対しては、平時においても、今回の措置の継続版を特定の条件の下で実施できる仕組みを残すことを要望したい。

第三に、復興過程を通じて組合員の漁業経営に対する漁協の役割は高まらざるをえない。その中で漁協の指導力の基盤となる経営状況を維持・改善する必要性がますます高まっている。それだけに、岩手県下でも半数を超える漁協が累積負債Ⅱ繰越欠損金を抱えている状況に特段の行政的配慮が必要である。そもそもこれらの赤字は二〇〇海里水域設定後に水産物の供給不足を予測して投資がおおられたために、中型いか釣り漁業への投資などが焦げ付いたものが多く、現在の漁家世帯の責任ではないものが大半である。何らかの行政的施策によってこの繰越欠損金を現実的に処理しなければ、今後一層要請される漁協の指導力は発揮されないと考えられる。復興事業を通じて漁協の資金的・人的負担は高まらざるを得ないが、それが漁協の経営基盤を掘り崩してしまえば、そもそも漁業者に情報を提供して相談を進め、漁業者集団としての統一的意思決定を図っていくことさえ不可能になるだろう。この点を考慮すれば、被災地漁協の持続的経営を可能にする方策が、当面の復興過程においても、中長期的にも求められていると思われる。

共同利用による「なりわい」の再生

東京農工大学名誉教授 梶井 功

はじめに

今回の調査で、私が一番感銘を受けたのは、重茂漁協の皆さんの被災を免れた漁船の取り扱いだ。個人所有の漁船を、「むら」の漁業を再生できるかどうかという非常の時だから、共同で使うことにしよう、と漁協組合員の話し合いできめ、実行している。

これが日本の漁民なんだな、と感じ入った次第である。漁場を皆で維持・管理する共同漁業権下の漁民は、自分は幸い難を免れたから、船を無くした人が操業できないのをいいことに自分だけ一儲けしよう、などは考えないのである。

岩手県の漁業・漁村の再生・復興方針にも、この漁民の生き方が色濃く反映している。素晴らしいことである。

(一)

「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造に向けて」と副題がついている「岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画(案)」は、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を「復興に向けた3つの原則」にしている。

「復興に向けた歩みを進めるに当たっては、まず、「安全」を確保しなければならない。その上で被災者が希望を持って「ふるさと」に住み続けることができるよう、「暮らし」を再建し、「なりわい」を再生することによって、復興の道筋を明確に示すことが重要である。」からである。

懐かしい言葉が出てきたが、「なりわい」とは「本計画では、農業、漁業、林業、建設業、製造業、商業、サービス業など生計を立てていくための職業や営みという」

と注がついていた。広辞苑は「生業」という漢字をあて、①五穀が生(な)るように努めるわざ。農作。生産の業。また、その作物。②世わたりの仕事。すぎわい。よすぎ。なり。家業。と説明している。生業であり家業である農林漁業の「再生」が復興三原則の一つとされていることにまず注目する必要がある。

「悲惨のなかの希望」を副題にした復興構想会議の「復興への提言」が、来るべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する“ことを7原則の一に数え、農業についてはa)高付加価値化b)低コスト化c)農業経営の多角化の、3つの戦略を組み合わせた将来像”を追求すべきことを言い、水産業については“漁協による……漁船・漁具などの生産基盤の共同化”を言いながら、「特区」手法の活用により……地元漁業者が主体となった法人が漁協に劣後しないで漁業権を取得できる仕組み”をつくるべきことを言っているのは、発想が全く異なるとしていいだろう。

構想会議の「提言」などは、今、一番苦しんでいる被災農漁業者の気持ちなどは全く考慮に入れていない「提言」と言ってもよい。被災農漁業者が受け入れることはまづないだろう、と私などは考える。

「提言」が、「低コストは戦略」を中心にすべきである”とし、そのために“大規模農業の担い手を選”び、

その担い手に“集落単位の土地をまとめて任せる”べきだとしている平坦部被災地区の代表的地区といえる仙台市若林区と宮城野区の被災農家七四一戸の意向調査(六月末現在)は、営農を「やめたい」人は一〇%しかおらず、営農規模は現状維持が六四%を占め、「拡大」は九%、「縮小」が八%という結果を示している(七月九日付日本農業新聞)。被災を好機に少数担い手に農地を集中し、低コスト生産のモデルに、などということを持ち出すのは、被災農業者にとってはとんでもない話であり、営農再開への意欲を萎えさせることにしかならない。

企業に“漁協に劣後”しないで漁業権を取得させることについては、JF全漁連が一・七・六に持った「漁業者が一体となった復興を目指す緊急全国漁業代表者集会」の決議が的確に問題点を指摘している。決議の一部を引用しておこう。

“特区構想の導入により、大宗の漁業者の同意を得て漁協が一元的に調整・管理している漁場において、一部の地元漁業者が主体となった法人が直接免許を受け、二つの管理主体が存在することになれば漁業上の紛争は必至であり、浜に大きな混乱を招くこととなる。

復興に向け、漁業者が一体となって取り組んでいかなければならない今、特区構想が、漁業者の絆を分断

し、長年にわたって積み上げてきた浜の秩序を崩壊させることにつながるものであれば、JFグループはその導入を断じて容認することはできない。”

“浜の秩序”に関連するが、昨年の本誌一月号で、私は岩手県田老町漁協の特異な制度を次のように紹介しておいた。

“この組合には、特異な制度として、一八歳以下の組合員の世帯員はアワビ漁には従事していいという特認組合員制度がある。アワビ漁は、この組合員にとってはワカメ、コンブにつぐ重要な収入源だが、このアワビ漁は、潜水してとるのでなく、船上から箱眼鏡で海中をのぞいてアワビを見付け、船上からこれまた箱眼鏡でのぞきながら鉤のついた竿を操作してアワビを採るといって、甚だ熟練を要する漁法で営まれている。中学、高校の頃からの訓練が必要なのである。そこで特別組合員制度がつけられたのだが、その成果が若年層の新規漁業従事者増に結実しているとみていいのであろう”

浜の資源を維持しながら、しかも若者をトレーニングし、後継者を確保して「なりわい」を持続させる仕組みを、各漁協はそれぞれの地域条件に応じてつくりあげ、

“浜の秩序”を維持してきたのである。それを崩すようなことは、漁業者には受け入れられないとしていいだろう

第1表 岩手県の被害の状況

(平成23年6月6日現在)

被害の区分		被害	備考
人的被害	死者数	4,526人	
	行方不明者数	2,825人	
	負傷者	166人	一部負傷者数を把握できていない市町村がある。
家屋被害	全・半壊	23,756棟	
産業被害	農業	581億円	農地・農業用施設541億円。農業施設23億円等
	林業	183億円	林業施設174億円、森林71億円等
	水産業 漁港	2360億円	漁港1756億円、漁船1581億円 養殖施設132億円、水産施設等118億円等
	工業（製造業）	890億円	
	商業（小売り・卸売）	445億円	津波による流出・浸水被害の推定値であり、地震による被害は含めていない。
	観光業（宿泊施設）	326億円	
施設被害	河川・海岸・道路等施設	1711億円	海岸1289億円、道路251億円、河川136億円等
	都市・公園施設	411億円	下水道312億円、公園99億円
	港湾関係施設	445億円	港湾367億円、海岸78億円

第2表 漁船被害状況

	隻数
被災前隻数	14,181 (100)
(ア) 全損・流出	12,515 (88.3)
(イ) 使用可能	782 (5.5)
(ウ) 修理予定	884 (6.2)

備考) 24漁協中、3漁協については被災前隻数のみ回答があり、(ア)、(イ)、(ウ)の記載はなかったので、すべて(ア)と推定した。

う。

「なりわい」と「暮らし」を早急に再生し、誰もが再び人間らしい日々の生活を取り戻すことができる被災者一人ひとりに寄り添う人間本位の復興を実現する。ことを目指す岩手県の「なりわい」の再生は、構想会議提言の対極にある。

(11)

岩手県災害対策本部は、六月六日現在で県下の「被害の状況」を、第1表のようにまとめている。

四五二六人の死者の全部と行方不明者二八二五人のほとんどが沿岸市町村で生じた(行方不明者のうち六人が内陸市町村)。

産業被害のなかで水産業・漁港の被害額が断崖に高いのも、岩手県の産業構成の特徴も関係しているが、津波が決定

的だったことを示している。津波をもろに受けて漁港施設が壊滅状態になり、多くの漁船が流出或いは使いものにならなくなってしまったからである。

県漁連が県下二四漁協に照会した漁船被災状況は第2表のようになる。被災前一万四千隻あった漁船の九割近くが「全損・流出」してしまい、使用可能で残ったのは僅か七五二隻でしかなかった。

船が無くては漁はできない。「なりわい」の再生の第一歩は、漁業では船の手当から始めなければならないが、その船はほとんどが私有財産であり、公助などは期待できない。今、施策化しているのは無利子融資ぐらいしかない。

ここでクローズアップしたのが、冒頭に紹介した私有の船も、非常のこの際、共同で使う重茂方式である。船の手当を早急かつ平等に進める必要があるということで、県漁協組合長会議で、各漁協所有・共同で利用することを条件としての漁船手当を県に要請、岩手県はそれに応え二六〇隻購入の県予算を決定した。漁協負担は一／九である。「なりわい」の再生のための水産業に関する県方針はこの考え方がベースになっている。県の「復興計画」案の関連箇所を抜き書きしておこう。「なりわい」の再生 I 水産業・農林業 のところからである。

基本的考え方 《水産業》

地域に根ざした水産業を再生するため、両輪である漁業と流通・加工業について、漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進める。(中略)

取組項目① 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築

概要 漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築や、つくり育てる漁業の基盤となるサケ・アワビ等の種苗生産施設の整備、共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じて担い手の確保・育成を支援。

☆緊急的な取組

- ・ 漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築を支援
- ・ 秋サケ等定置網漁業やワカメ養殖等の再開に向けて、漁船の一括購入や養殖施設等共同利用施設の早期復旧を支援
- ・ サケ・アワビ等の放流再開に向けて、今期使用可能なサケふ化場の応急的な復旧やアワビ等種苗生産施設の復旧を推進
- ・ 漁業者による漁港・漁場の調査、災害廃棄物(がれき)の撤去等を通じた生活支援

☆短期的な取組

- ・ 漁業協同組合による漁船、共同利用施設の復旧・整備を支援
- ・ サケふ化場、アワビ等種苗・生産施設の復旧・整備を支援
- ・ 共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じて担い手の確保・育成を支援

☆中期的な取組

- ・ 漁業協同組合等が連携した効率的なサケ・アワビ等の種苗生産体制の構築

漁業協同組合を核とした共同利用体制の構築、それによる「なりわい」の再生の追求で一貫しているといっている。この姿勢を今後とも堅持してほしい。

宮古市田老町漁協・重茂漁協..

専業漁家の維持Ⅱ養殖業の復旧に焦点を置く

日本農業研究所客員研究員 服部 信司

はじめに

岩手県・県漁連、宮古市田老町漁協・重茂（おもえ）漁協を訪ねたのは、七月五―七日である。田老町に津波が押し寄せる瞬間は、何回となくテレビにおいて放映された。その田老町は、瓦礫こそ片付けられていたが、いくつかのコンクリート建物を別として、一面、何も無い。すべてが津波で流されたままであった。

一体、漁業はどうなるのか。維持されていくのか。維持されるとしてどの程度維持されるのか。

三日間の調査で分かったことは、漁協が漁民の共同経営による養殖（ワカメ、コンブ）を中心に漁業を復旧・再建する方策をいち早く提示し、それに応えて多くの専業漁家が養殖漁業を継続する方向でいること、県や県漁連もその動きを支援する体制を作り出していること、であった。心強いことである。

養殖の種付け作業は七月末から始まり、残った船によるサケ定置網（九月―一月）の準備も七月末から始められるとのことであったから、それらの作業は進められていることだろう。NHKニュース（八月二四日）によれば、「岩手県の今年秋の定置網は、例年の五八％」といわれる。

県が言う「可能な漁業活動をしながら復興を進める」事態が進んでいるものと思われる。

以下は、専業漁家の維持―継続に焦点をおいた宮古市田老町漁協、同重茂漁協の震災被害対応と県・漁連の支援についての報告である¹⁾。

I 全体被害

1、農業・水産業の分野別被害

まず、今回の東日本大震災の全体的な被害状況（八月二四日現在）を見ておこう（表1）。その総額は二兆二、

表1 東日本大震災・分野別被害額（8月24日現在）

	全 国	
	億 円	%
水 産	12,454	54
農 業	8,418	37
林 業	1,967	9
計	22,839	100

資料：全国＝農林水産省ホームページ、8月30日。

表2 東日本大震災 水産関係被害額（8月24日現在）

内 訳	数	億 円	%
漁 船	25,008 隻	1,684	13
漁 港 施 設	319 漁港	8,230	66
養 殖 施 設		737	6
養 殖 物		575	5
共同利用施設	1,625	1,228	10
計		12,454	100

資料：農林水産省

八三九億円。内訳は水産業一兆二、四五四億円（全体の五四％）、農業八、四一八億円（三七％）、林業一、九六七億円（九％）であり、水産業が過半を占める。津波によって、岩手・宮城を中心とする東北沿岸部の漁港・漁場において、船、養殖施設、養殖物、港湾施設等、漁業に関わるほとんどすべてが失われたからである。

2、水産関係被害額の内訳

その水産関係被害額一兆二、四五四億円の内訳をみれば（表2）、漁港施設の損壊・喪失が三一九漁港、八、二三〇億円。漁船の損壊・喪失が実に二万五、〇〇八隻、一、六八四億円。共同利用施設一、六二五か所、一、二二八億円、養殖施設七三七億円、養殖物五七五億円となっている。三〇〇を越す漁港の施設が津波によって損壊・流失したことによる被害額が巨額に上っているのである。漁港の本格復興は一月からの課題となる。

その漁港被害額は岩手二、八六〇億円（全体の三五％）、宮城四、二四三億円（同五一％）であり、両県で全体の八六％を占める（表3）。

また、漁船被害数では、岩手九、六七三隻（全体の三九％）、宮城一万二、〇六三隻（同四八％）と両県が抜きんでており（表4）、被害額も宮城一、二九億円（全体の六三％）、岩手一、三三三億円（同四四％）の両県で八割を占める。ただし、宮城の被害漁船数が岩手の一・二倍であるのに、宮城の漁船被害額は岩手の五倍に達する。宮城の漁業は、大型船（五トン以上、あるいは一九トン以上）を用いる沖合・遠洋漁業の割合が高いが、岩手は、小型船（一トン前後）を用いる養殖業あるいは定置網業等の沿岸漁業

表3 漁港被害額（8月24日現在）

県	被害額（億円）	%
青森	46	0.5
岩手	2,860	34.8
宮城	4,243	51.5
福島	616	7.5
茨城	431	5.2
千葉	22	0.3
北海道	13	0.2
総計	8,230	100

資料：農林水産省

づれも両県で全体の四分の三以上を占めている。水産業―養殖業の被害はこの二県において極めて大きかったのである。

II 岩手県沿岸部の位置

調査に入ったのが、岩手県宮古市の田老町、重茂の漁協であるので、岩手県における沿岸部の位置を確認しておこう。沿岸部の市町村は一二で岩手県全体の市町村数

の割合が高いからである。

そこで、養殖施設の被害額を見ると（表5）、

岩手一三二億円（全体の一八%）、宮城四八七億円（同六六%）、養殖物被害額は岩手一〇億円（全体の一九%）、宮城三三二億円（同五八%）であり、い

三四の三五%、沿岸部人口は二七万六二〇〇人で、県人口一三四万人の二二%に当たる（表6）。岩手県における沿岸部は県人口の二割を占める。その中心産業である漁業が壊滅的被害を蒙ったのである。

III 宮古市田老町・重茂―三陸沿岸漁業における養殖の位置Ⅱ 専業漁業の柱

岩手県、漁連、田老町・重茂漁協の震災対応に入る前提として、田老町・重茂―三陸沿岸漁業における養殖業の位置についてふれておこう。

本誌編集委員会は、一昨（二〇〇九）年一〇月、「沿岸漁村の現状と課題」をテーマに宮古市田老町漁協を中心に共同調査を行ない、その結果を本誌二〇一〇年一月号に掲載した。そのなかの「経営環境の悪化に立ち向かう沿岸漁業の奮闘（加瀬和俊）」において、二〇〇八年の田老町漁協の構成が次のように示されている。

- ① 正組合員五二〇人のうち専業的な漁業者は一〇〇世帯で、ワカメ、コンブの養殖を行なっている。
- ② 他の四〇〇世帯は副業的漁業者（漁業以外に主たる収入源をもち、漁業は副業とする者）で、養殖は行わず、地先資源（アワビ、ウニなど）の利用（採取）を行なっている。
- ③ 専業的漁業者の平均的な家計収入は、養殖収入三

専業漁家の維持＝養殖業の復旧に焦点を置く

表4 漁船被害額（8月24日現在）

	被害船		被害額	
	数	%	億円	%
青森	620	2.5	113.9	6.7
岩手	9,673	38.7	233.7	13.9
宮城	12,063	48.2	1,129.0	67.0
福島	873	3.5	66.4	3.9
茨城	488	2.0	43.6	2.6
千葉	405	1.6	8.5	0.5
北海道	793	3.2	87.2	5.2
総計	25,008	100	1,683.9	100

資料：農林水産省

表5 養殖施設・養殖物被害額（8月24日現在）

県	養殖施設被害額		養殖物被害額	
	(億円)	%	(億円)	%
北海道	93.6	12.7	57.7	10.0
岩手	132	18.0	110	19.1
宮城	487	66.1	332	57.7
三重	12.6	1.7	23.6	4.1
全国	737.0	100	575.4	100

資料：農林水産省

表6 岩手県 沿岸部の位置

	数	%	人口	%
市町村	34	100	134万人	100
沿岸部	12	35	27万6200人	21

資料：岩手県ホームページ

このように、三陸沿岸漁業において、養殖（ワカメ、コンブ）が専業漁業の中核となっている。それを営む者が専業漁家なのである。

○〇万円、地先資源一〇〇万円、定置網賃金（定置網船に船員として雇用された者（若い世代）が得る賃金）二〇〇万円、合計六〇〇万円（表7）。

実際、ワカメ養殖の育成過程は、①六月―八月の採苗、②八月―九月の保苗、③一〇月―十一月における幼苗の巻きつけ、④一二月―一月の間引き、⑤二

月―四月の収穫というように、年間を通した労働過程(專業労働力が必要な過程)になっているのである(表8)。田老町や重茂―三陸沿岸漁業において、震災被害を乗り越え漁業を維持―継続するとは、養殖業を維持―継続することなのである。

なお、養殖ワカメの東北三県(宮城、岩手、青森)の全国シェアは七九%に及んでいる(表9)。

IV 田老町漁協の養殖業再建への提案、

漁民の積極的反応

1、田老町・四割強が漁業従事世帯

宮古市田老町は、宮古市の北部に位置し、三陸海岸に沿って走る国道四五号線が通る。港には高さ一〇メートル総延長二、四三三メートルの津波防波堤があったが、それが津波で打ち砕かれ、町全体が二―三のコンクリート建物だけを残して、跡形もなく押し流されたのである。

田老町の人口は四、五三三人(二〇〇九年五月)、世帯数は一、五八五となっている(表10)。田老町漁協の組合員は七三三人であるので、組合員世帯数を同数の七三三とすれば(一家から複数の組合員が出ている場合があるので、実際には組合員世帯数は七三三を下回る)、漁業従事者の世帯は全世帯の四六%となる。およそ四割が漁業

に従事しているのであり、町に占める漁業の位置は極めて大きい。田老町は全国的には、真崎ワカメの産地として知られる。

2、四月上旬、漁協が養殖の復旧・再建案を提示

田老町漁協は、二〇一二年春にワカメ、コンブの収穫を再開する(それに向け養殖業を再建する)方針を固め、大震災から約三週間後の四月四―五日、組合員との意見交換会を開催し復旧・再建案を提起した²⁾。

ほとんどすべての養殖漁船が失われ(九六〇隻のうち残ったのは五〇隻程度)、すべての養殖施設がなくなり、住む家も失って、多くの養殖漁家―專業漁家が途方に暮れているなかで、復旧・再建の現実的具体的な展望を示すことが、專業漁家を漁業に踏みとどまらせていく道であると漁協が考えた結果であろう。

そこにおいて、漁協は下記のような再建計画を提示した。

- 1) ワカメと昆布の養殖は、組合員で構成する養殖班が共同経営で実施する。
- 2) 漁協が養殖施設を用意し、養殖班に無料で利用させる。
- 3) ワカメ種苗は漁協が用意し、無償で提供する。
- 4) 養殖に必要な小型漁船については、漁協が新規購入、残った破損漁船の修理、中古船の購入―修理、組

専業漁家の維持＝養殖業の復旧に焦点を置く

表7 田老町漁協（2008）

(2世代、3世代の構成)	
正組員 520人	専業的漁業者 100世帯 わかめ、昆布の養殖 副業的漁業者 400世帯 養殖は行わず、地先資源の利用を行う者。
準組員 186人	
養殖収入 500万円 (収入) x 0.6 = 300万円	
地先資源 100	
定置網貸金 200	
600万円。	
資料：加瀬和俊「経営環境の悪化に立ち向かう沿岸漁業の奮闘」『農村と都市をむすぶ』2010年1月号、13頁。	

表8 ワカメ養殖のプロセス

プロセス	時期	内容
1. 採苗	6月-8月	海水を張ったタンクに芽株を入れ、遊走子を放出。それを種糸に付着。
2. 保苗	8月-9月	種糸を海中におき、幼葉をそろえて育成。
3. 巻きつけ	10月-11月	幼葉を養殖網に巻き付ける。
4. 間引き	12月-1月	1mあたりワカメ 140本程度にするよう間引く。
5. 収穫	2月-4月	全長 180cm、15kg/mに成長。刈り取ったワカメは加工処理。

資料：田老町ホームページ

表9 東北3県の全国シェア

養殖わかめ	79%
養殖カキ	29
さんま	32

資料：農林水産省

- 5) 漁協は、壊滅した養殖施設を全部撤去する。
- 6) 養殖班による共同経営で、種まき、間引き等を行ない、来春の収穫を目指す。
- 7) 漁協が四か所に加工施設を作り、養殖班がボイル、塩蔵加工まで行い、漁協に出荷する。
- 8) 養殖の収穫⇨収入が得られるまでの間、漁協は、養殖生産額の前払いとして、養殖班で定めた額（月二五万円、年三〇〇万円）を着業
- 合員の漁船の借り入れ”等で準備し、無償で養殖班に利用させる。

表10 田老町漁協の組員構成（2009年3月31日現在）

構成	数	%
全世帯	1585	100
組員世帯	(733) ⁽¹⁾	(46)
	(人)	
組員総数	733	100
正組員	525	72
准組員	208	28

注1) 1家から複数の正組員が出ている場合があるから、組員世帯数は組員総数よりも少ない。

資料：田老町漁協。

表11 田老町漁協：資本金と販売額

項目	億円	%
資本金	10.0	100
うち、出資金	4.4	44
保有資金	7.4	73
販売額(2009年度)	15.7	100
うち、定置網	5.5	35
加工品	10.0	64

資料：田老町漁協

9) 以上の展望のもと、五月までに養殖の継続希望者をまとめる⁽³⁾。
 の月から毎月支給する。出荷ワカメから前払い分を回収する。

この提案の特徴は、養殖業の復旧に向けて漁民に負担がかからないこと、用意し得る(数に限りのある)船で養殖を行う以上、作業を共同で(一隻の船を三～四人が共同利用して)行うとしたこと、である。

3、四分の三の養殖漁家が継続を表明

以上の提案に基づくアンケート調査の結果では、九八名の養殖漁家のうち、四分の三にあたる七五名が継続と答えた。継続としなかった二三人のうち一人が転職、一〇人は高齢化で廃業、二人が体調不良によるものであったとされる。多くの養殖漁家が継続の意向を固めたのは、漁協の提案が漁家の状況を考えた上での現実的具体的な提案であったからであろう。

なお、ワカメ・昆布養殖に欠かせない小型船の確保については、七月六日時点で、以下の如く計七六隻であった。

- ① 組員の残った船を漁協が借りて共同利用に供すもの…一四隻
- ② 破損漁船の修理…四隻
- ③ 漁協が新しく購入する船…五〇隻
(一億三〇〇〇万円)。
- ④ 中古船を購入…八隻(二二〇〇万円)

表12 重茂漁協：組合員構成（2009年3月31日）

構成	戸	%
組合員世帯	413	90
全世帯	459	100
	(名)	
組合員総数	588	100
正組合員	534	91
准組合員	54	9

資料：重茂漁協

4、手厚い内部留保が迅速な復旧案を可能にする

震災による打撃からの復旧・復興については、国・県からの助成がでる。だが、震災直後では、それが何に對し、いつ、どの程度出るかはわからない。その段階で、

復旧・再建案を作り組合員に提示するには、それを実施しうる資金の用途がなければできない。田老町漁協がそれをなし得たのは、出資金（四・四億円）の一・七倍に及ぶ内部留保などの保有資金七・四億円を持っていたからであると思われる（表11）。

V 重茂漁協・震災翌日からの復旧への活動、共同利用による復興方針

1、宮古市重茂・本州の最東端、漁家が九割

宮古市重茂（おもえ）は、国道四五号線から宮古湾を囲む半島に車で一時間近く入った隔離された地域であり、本州の最東端に位置する。三月十一日の大震災の折には、一週間交通が途絶、電気はようやく一週間内に来たという。平場が少ないので、組合員四〇六世帯のうち、流失家屋は九〇にとどまった。

重茂地区の全世帯四五九（二〇〇九年三月三十一日）のうち、組合員世帯は四一三（同）。全世帯の九割に及ぶ（表12）。漁業―養殖業が重茂地域の生命線となっている。

2、震災の翌日、養殖ロープを発注

岩手県はワカメ生産量が全国一位である。重茂漁協は岩手で最多生産量を誇る。

重茂漁協は津波で漁船（八一〇隻）の九割以上を失い、ワカメ・コンブの養殖施設のほとんどが流された。しかし、震災の翌日、重茂漁協はワカメ養殖用ロープの大量発注を行ない復旧に向け動き出したのである⁽⁴⁾。養殖―漁業がなければ地域の存続もありえないという認識からであろう。三月末には、流された漁船の回収や復旧作業を開始した⁽⁵⁾。

3、四月九日、漁船・養殖施設の共同利用による復旧・再建を提起

こうした活動を背景に、重茂漁協は四月九日全員協議

会において、「重茂漁協存亡の今、組合員一人一人の生活と福祉、さらに組織防衛のために」として、漁船と養殖施設の共同利用による復興基本方針を提起する。未だ国や自治体の支援策が決まらないなかで、多くの漁民が無収入になるのを防ぐための展望を提起したのである。

すなわち、

1) 小型漁船・養殖施設を養殖班(四班)で共同利用する。

2) 漁協が、新しい船(あるいは中古船)を購入、もしくは残っている船を借り受ける。それを養殖班に貸与する。

3) 新たに購入するサップ船(エンジン)船外機をつけた船)については、すべて漁協が所有する。そして、全員に一隻が行き渡る数が確保できた段階で、個人に渡していく(最終的に個人が受け取る)。新船の代金一〇〇万円は二〇一三年度以降、水揚げ代金の一〇%を天引きして充てる(表13)。

4) また、養殖施設の新設に関係して、喪失養殖施設に支払われる共済金の用い方と施設利用料の支払い(それに基づく漁民所有への移行)について、次のように提起された。

(1) 共済金七〇〇万円の二割(一四〇万円)を、養殖施設の利用料として漁協に払う。

(2) 残る五六〇万円は漁家の手元現金とする。

(3) 毎年の利用料として、二〇一三年度以降水揚げの一〇%を漁協に払う。それらの利用料を基に、七年後に養殖施設を漁民の所有にする(表14)。(この養殖施設に対する共済金の用い方は、田老町漁協の場合も同じ)。

このように、重茂漁協においても、養殖の復興について限りある漁船を共同で利用しつつ、復興投資において漁民の負担を少なくする復興案が提起されたのである。

4、養殖漁家の七割がワカメ生産に入る

この提案を受けて、養殖漁家一八〇世帯の七割(一二五世帯)が七月にワカメの種付けを行なう(ワカメ養殖を再開することを)決断をしたとされる。今年(種付けをしないとした五五人のうち、一〇人は災害で亡くなった方であり、残る四五人のうち、来年も種付けをしない(完全離脱する)人は二、三人にとどまるといわれる。專業漁家(養殖漁家)の太宗は、養殖を続ける意向を示し、重茂漁協―重茂地域の漁業復興の軸が明確になったのである。

なお、七月七日時点で、漁協が日本海や北海道の他県から買い集めた中古船は二〇〇隻に上った。新規建造の船については県が一括注文した二六〇〇隻のうち、重茂の分が四二六隻をしめるといふ。そのうち第一回分の四

表13 サッパ船（船外機船）：漁協による手当と漁民への貸与：共同利用

船の新規取得（漁協）	100万円。
受取保険金（漁民）	40万円。うち、10万円：漁協へ→漁協による新規取得資金に。 30万円：漁民の手元資金。
100万円－10万円＝90万円。毎年、水揚げ代金の10%相当額を漁協に支払う。 全員に1隻が確保された段階で個人に引き渡す。	
資料：重茂漁協	

表14 養殖施設：漁協による購入と漁民への貸与（7年間）→漁民への引き渡し

*養殖施設（昆布）1人分570万円＝新規施設費。2000m基準。漁協が施設を準備一確保。 共済金700万円。700万円－140万円（施設の利用料→漁協へ）＝560万円（漁民の手元現金）。	
毎年の水揚げの10%を利用料として2013年以降7年間漁協に払う。60万円×7＝420万円。420＋140＝560万円→570万円（新規施設費）。7年後に漁民の所有に。	
資料：重茂漁協	

隻が七月二一日に入るとのことであった。「一〇月には約五〇〇台の養殖設備＝震災前の半分を整え、来年度には四分の三まで復旧させる」見通しであるとされる^⑥。復旧の足取りも着実に進んでいるといえよう。

5、強固な財務基盤が早期復旧を支える

こうした早期復旧を可能としたのは、強固な財務基盤（出資金七・一億円を上回る準備金・積立金八・四億円・表15）であろう。これは田老町漁協の場合と同じである。このことも改めて確認しておく必要があると思われる。

VI 岩手県・漁連の対応

1、岩手県復興基本計画（案）

岩手県復興基本計画の基本的な考え方は、次のようになっていいる。

「地域に根差した水産業を再生するため、両輪である漁業と流通・加工業について、漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の構築と産地魚市場を核とした流通・加工体制を一体的に進める（表16）と。

ここで「漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の構築」と提起されているのは、これまでみてきた田老町漁協、重茂漁協の養殖生産・復旧に向けてのいち早い取り組みを念頭に置いたものとみられる。

ところで、この間、漁業の再建を巡って議論されてきた点（漁港の集約か、否か。企業の参入を認めるか、否か）について、県は、「漁港の集約か否かは、地形による。リアス式海岸では集約化はし得ない。平場海岸では集約化はありうる」。また、「宮城は遠洋漁業中心で大規模であり被害額も大きい。そこでの企業参加はありうる」としていた。この問題を考えていくうえで一つの視点と思われる。

2、県の支援

県は、①ガレキ化した養殖施設の撤去、②養殖用の幼苗（種苗）の提供を県の負担で行なうとした。

また、養殖用小型漁船（一トン船、一〇〇万円）二六〇〇隻を県が一括発注するとし、そのための予算（支援）をつけた。最終的には、国…五／九、県…四／九、漁協…一／九の負担割合となる。前述のように、当面、漁協が所有して漁民に貸与していく（あるいは無料で利用させていく）ことになる。復旧に向けた初期投資において、漁民の負担を少なくするうえで重要な支援策である。

3、課題

震災から半年が経つなかで、岩手においても、田老町漁協や重茂漁協のように養殖漁業を中心とする漁業の復興に向け歩みを進めている漁協が存在する一方、「資金が乏しく、再建の青写真が描けない」漁協も存在すると報

表15 重茂漁協：資本金と販売額（2009年3月31日）

項目	億 円	%
資 本 金	16.1	100
うち、出資金	7.1	44
利益準備金	4.7	29
特別積立金	3.7	23
販 売 額（2009年度）	26.9	100
うち、定置網	7.7	29
海藻加工品	8.0	31
魚類加工品	3.8	15

資料：重茂漁協

表16 岩手県 復興基本計画（案）（2011年6月）

・基本的考え方

<水産業>地域に根差した水産業を再生するため、両輪である漁業と流通・加工業について、漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の構築と産地魚市場を核とした流通・加工体制を一体的に進める。

① 漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築

・漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築を支援。

・秋サケ等定置網漁業やワカメ養殖等の再開に向けて、漁船の一括購入や養殖施設等共同利用施設の早期復旧を支援。

資料：岩手県 岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画（案）

じられている⁷⁾。

国・県からの支援が出るとしても、自己の資金抜きにして、再建に向けて進むことはできない。県内すべての漁協が漁業再建に向けて動き出しうるように、資金の乏しい漁協を資金面で支援することが、県・漁連に問われているといえよう。

注1) この調査において、田老町漁業協同組合の藤井充参事、
 畠山昌彦総務指導課長、重茂漁業協同組合の伊藤隆一組
 合長、岩手県漁業協同組合連合会の後藤均指導部長、岩
 手県農林水産部の寺島久明水産担当技監からお話を伺っ
 た。本報告は、そのヒアリング、いただいた資料に基づ
 いている。個々の引用は略す。

注2) 岩手日報、2011年4月6日、岩手日報WEBサイト。

注3) 岩手日報、同右。

注4) 毎日新聞、2011年9月2日。

注5) 朝日新聞、2011年4月16日。

注6) 毎日新聞、2011年9月2日。

注7) 網日新聞、同右。

(2011年9月3日)

東日本大震災・大津波からの

田老町漁協の漁業復興方針

―共同経営を通じた個人経営への発展―

東京大学教授 谷口 信和

1、漁船シェアリング

漁業や東北のことを詳しく知らない人でも、高さ10mの日本一の防潮堤があったにもかかわらず、大津波に飲み込まれてしまった宮古市田老町のことは頭の片隅にあるに違いない。ここに本拠地を有する田老町漁協は重茂漁協と並んで漁業復興に「漁船シェアリング」＝漁船の共同利用を打ち出したことで全国に改めて勇名を馳せることになった。

二〇一一年四月一五日の朝日新聞はこう伝えている。

「宮古市の田老町漁協（組合員数約七〇〇人）は、漁船の共同利用に加え、収穫に一年近くかかるわかめやこんぶの養殖業者に月給制の方針を打ち出した。具体的に、数人で養殖班を作って共同経営をし、収入が得られるようになるまでの間、漁協が月給を支払う。収穫した

わかめは自家加工して漁協に出荷され、漁協はその収益から前払いした月給分を回収していく」と。

こうした方式は「岩手県東日本大震災津波復興計画復興基本計画」（二〇一一年八月一日決定）でも、水産業再生の第一の取組項目として「漁業協同組合を核とした漁業、養殖業の構築」において取り上げられ、以下のような概要が示されている。すなわち、「漁業協同組合による漁船・養殖施設等生産手段の一括購入・共同利用システムの構築や、つくり育てる漁業の基盤となるさけ・あわび等の種苗生産施設の整備、共同利用システムの活用や協業体の育成などを通じた担い手の確保・育成を支援」すると（四二ページ）。

本稿は、以上のように岩手県・東北における漁業・養殖業復興の有力な道筋の一つとなった田老町漁協の先駆的な取り組みを取り上げ、これを漁協の役割に重点をお

きながら検討しようとするものである。その際、田老町漁協の取り組みは、決して今回の未曾有の大災害という特殊な事情に対応して突然に現れた特殊な方針ではなく、これまでの担い手育成方針との一定の連続性を有したものであるという視点から検討を進めることにしたい。

2、進行していた地域漁業の構成変化

ところで、二〇〇九年秋にも「農林行政を考える会」は田老町漁協調査を実施したが、その際に筆者が選択したテーマは「漁協自営経営を通じた担い手確保の構想」であった。先進漁協とはいえ、ここもまた漁業従事者の高齢化と後継者確保に悩んでおり、そうした窮地からの脱却構想を小林昭栄組合長が漁協の定置網自営漁業乗組員の確保と彼らの養殖事業者としての育成という複線的な方針としてまとめていた。

その内容を再度簡潔に整理すれば、第一に、安定した周年雇用の場をつくり、青年漁業者を育成する。そのために、第二に、さけ定置網の操業と自営養殖わかめの「複合自営事業」の周年雇用体制を構築する。第三に、定置網乗組員であり、養殖業自営を行うものに秋の所得（乗組員労賃）を補償する一方、養殖業自営を行わない定置網乗組員に漁協自営の養殖わかめ事業従事による賃金支給を通じて養殖事業の技術習得をめざす、というものであ

る¹⁾。すでに何度も手直しを加えながら実現に向けて合意を重ねていたが、今回の調査まで結局実現されずにきた。

このような現状の困難の打開をめざす方針の意義を再度確認するために、その後の田老町漁業の状況変化を改めて確認しておきたい。今回の調査で二〇〇九～一〇年度のデータが新たに得られたので、今日の時点で大津波直前までに漁協が直面していた田老町漁業の一端を簡単にみておきたい。表1に地域の漁業生産額の推移を示した。これによれば、年度による変動はあるが、以下の二点が指摘できる。

第一に、総生産額が二〇〇七年度までは順調に増加するものの、その後はやや停滞的・後退的に推移する動きは概ね組合員生産額の推移によって規定されている。組合員生産額のうちでは養殖わかめがほぼ傾向的に増加しており、総生産額に占める割合は〇五年度には養殖こんぶが二四・〇％で第一位であったが、〇九年度には養殖わかめが二二・三％で第一位となって、地位が逆転していることが分かる。つまり、田老町漁業の新たな牽引者として養殖わかめの地位が急速に高まっているのである。これに、養殖こんぶには乾燥費用などがかり、所得率が養殖わかめよりかなり低いという事実を付加して理解すれば、所得源としての養殖わかめの地位は一段と

表1 地域の漁業生産額の推移

年度		2004	2005	2006	2007	2008	2009
生産額 万円	組合員生産額	106,235	97,599	103,652	107,949	104,611	92,285
	うち養殖わかめ	-	21,873	21,561	19,611	27,294	29,495
	うち養殖こんぶ	-	32,500	22,361	26,838	29,478	17,307
	うち天然あわび	-	19,447	34,927	36,786	18,692	16,731
	漁協自営生産	24,073	38,038	38,992	56,845	52,379	40,252
	うちさけ定置網	20,261	32,252	35,109	44,341	45,597	33,098
合計	130,308	135,637	142,734	164,794	156,990	132,537	
構成割合 %	組合員生産額	81.5	72.0	72.6	65.5	66.6	69.6
	うち養殖わかめ	-	16.1	15.1	11.9	17.4	22.3
	うち養殖こんぶ	-	24.0	15.7	16.3	18.8	13.1
	うち天然あわび	-	14.3	24.5	22.3	11.9	12.6
	漁協自営生産	18.5	28.0	27.3	34.5	33.4	30.4
	うちさけ定置網	15.5	23.8	24.6	26.9	29.0	25.0
合計	100	100	100	100	100	100	

(出所) 田老町漁業協同組合の概要(平成21年度)などによって算出。

表2 わかめ・こんぶの養殖経営体数と規模の推移

年度		2005	2006	2007	2008	2009	2010
経営体数 A		112	109	102	97	93	94
わかめ施設	千 m	130.2	129.9	128.1	124.1	121.3	122.9
こんぶ施設		125.1	125.3	123.4	119.9	117.3	117.2
施設計 B		255.3	255.2	251.5	244.0	238.6	240.1
B/A		2.28	2.34	2.47	2.52	2.57	2.55

(出所) 田老町漁業協同組合の概要(平成21年度)などにより、一部筆者算出。

高くなるというてよい。

第二に、さけ定置網を中心とする漁協の自営生産は持続的に生産額を増加させており、総生産額に占める割合は〇四年度の一八・五%から〇七、〇九年度には三三%前後へと飛躍的に高まっている。

以上の二つの事実は田老町漁業の発展にとっては組合員の養殖わかめ自営業と定置網漁業を中心とした漁協の自営生産の意義が双璧をなしていることを示している。換言すれば、この双璧の生産を発展させ、担い手を確保していく中に田老町漁業の未来が拓ける可能性があるということになるだろう。

そこで、養殖業の担い手の動向を表2でみておこう。これによると、この間、傾向的に減少を続けてきた経営体数が二〇一〇年度にわずかではあれ増加に転じ、減少傾向に歯止めがかかったことが窺える。これはわかめ施設の反転増加を通じた施設計Bの反転増加として実現されており、一経営体あたりの規模の若干の縮小をともなっていたとはいえ、明るい材料であった。大津波はこうしたかすかな曙光を一時にして飲み込み、田老町漁業を再び暗黒の中に投げ込んだといわざるをえない。

表3 田老町漁協における人的・物的被害

項目	震災前	被害数
組合員数	707	48
役員数	11	1
職員数	22	1
臨時従業員	46	6
組合員世帯数	551	1
流出・損壊家屋数	—	240
漁船数	963	915
養殖施設セット	33	33
組合員漁具	707	707
組合員乾燥施設	120	120

(注) 人的被害は死者と行方不明者数の合計。

(出所) 田老町漁協の資料による。

3、漁業被害の実態と田老町漁協の位置⁽²⁾

そこで、田老町漁業の大津波による被災実態の一端を確認しておこう。表3に漁協組合員の人的・物的被害の状況を示した。これによれば、第一に、七〇七人の組合員のうち、死者三一人、行方不明者一六人の合計四八人、六・八%が重大な被災者となった。この人的被害の割合は決して低くはないが、物的被害はこれをはるかに超える甚大な影響を与えたことが確認できる。

すなわち、第二に、漁船数が震災前の九六三隻から九一五隻も減少して、わずか四八隻にまで転落したことに象徴的に示されるように、物的被害は壊滅的なレベルに達している。養殖施設は三三セットで六二一の養殖台数が〇になったほか、組合員の漁具・乾燥施設も一〇〇%の壊滅状況となっているからである。他方、田老町漁業を支える漁協の

被害も組合員と同様に甚大なものであった。全壊した漁協の建物や施設を示した表4によれば、建物・構築物・漁船・車両・設備・器具の主要部分がほぼ全壊状態に陥り、漁協の活動がほとんどストップ状態とならざるをえなかったことが分かる。にもかかわらず、筆者は二つの幸運があったのではないかと推測している。

第一に、割合こそ決して低くはないのだが、漁協の役員・職員の被災者が多くはなかったことである。それが、災害からの早期の復旧・復興方針の確立に果たした役割は計り知れないほど大きいものと思われる。

第二に、組合の本所が半壊に止まり、上述の人的損失の少なさと相まって、漁協活動における頭脳と心臓部が確保されたことである。

以上のような被災の物的状態を経済的な側面からみたものが表5である。ここでは、第一に、生産手段に関わる被害額は組合員三二・三八億円、漁協三二・五八億円とほぼ同水準であったことが分かる。

しかし、第二に、漁業生産額では組合員の割合が七〇%、漁協の割合が三〇%だということを加味すれば、被害は漁協レベルで一層大きかったということが出来る。

この事実は漁協が組合員の漁業生産を支える基盤をより多く喪失したことを意味している。

にもかかわらず、表6に示したように、大津波直後の

表4 全壊した漁協施設一覧

建物	魚市場2棟	加工場2棟	冷蔵庫3棟	作業保管施設
	製氷工場	重油タンク	給油所	定置網倉庫3棟
	定置網番屋	あわび養殖場	あわび種苗生産施設	
	孵化場2施設	こんぶ共同乾燥場	あわび中間育成施設	
構築物	漁船上架施設	固定式荷揚施設(各漁港8基)		
	殺菌海水冷却装置	さけ捕獲・採卵所2箇所		
漁船	定置網漁船4隻	漁場監視船		
車両	保冷車	小型トラック2台	普通乗用車	小型乗用車3台
設備・器具	発電機5基	潜水具7着	潜水具一式	

(注) 数を示していないものは1を表す。

(出所) 田老町漁協の資料による。

表6 漁協の財務力(2011年3月末)

項目	見積額 万円
① 概算資本額	101,900
うち組合員出資金	43,980
② 保有資金	86,700
③ 未収金額概算	9,470
④ 未払金概算	3,800
⑤ 長期借入金総額	12,830
⑥ 借入金支払債務	6,000
⑦ 差引概算保有資金	73,540

(注) ⑦=②+③-(④+⑤+⑥)

(出所) 田老町漁協の資料による。

表5 田老町漁協における被害額概算

所屬	項目	金額 億円
組合員	動力船	12.23
	漁具	2.47
	養殖施設	9.28
	乾燥施設等	8.40
	小計	32.38
	生産物	7.10
	計	39.48
漁協	建物	5.92
	構築物	6.33
	機械装置	6.73
	車両・運搬具	0.60
	船舶	4.55
	漁網・漁具	6.10
	工具	2.36
	小計	32.58
	棚卸し資産	2.98
	事業所事務用品	0.06
	計	35.62
	合計	75.10
(参考)	天然生産物	15.60

(注) 1. 組合員の動力船は904隻、その他の漁具～乾燥施設は表3の該当数。生産物は養殖わかめ・こんぶ等。

2. 参考の天然生産物とはあわび・うに・海草等だが今後3カ年の被害額の意味である。

(出所) 田老町漁協の資料による。

三月末における漁協の財務力は一〇・一九億円の資本金（うち組合員からの出資額は四・四〇億円）に加えて、差引の概算保有金が七・三五億円に達し、復旧・復興を支える最低限の条件を有していたことが特筆されねばならないだろう。組合員の場合、経済活動に関わる損失だけでなく、住宅を始めとする生活に関わる重大な損失が経済的基盤の重大な弱体化をもたらしていたことと対比すれば、漁協は経済活動だけを考慮すればよいという条件の差違が、一方では漁協の経済的基盤の安定性を支え、他方では組合員に先行して漁協が復旧・復興方針を策定できた背景にあったのではないか。このような田老町漁協の人的・物的・経済的条件の下で初めて、注目すべき漁業復興方針が策定されるに至ったというべきであろう。

4、復旧・復興方針

(1) 田老町漁協における漁業復旧・復興の基本方針

漁協は早くも四月に復旧・復興方針を策定した。そこでは組合員の目標として養殖漁業と採貝藻漁業の再開が、漁協の目標として組合員の漁業再開の支援・組合員の雇用と組合収益の確保が掲げられるとともに、表7に示されるような漁協としての事業再開方針が提起されることになった。本稿冒頭で引用した「養殖班による共同

経営」とは、この表では「指導事業」に関わる「養殖漁業の復旧・復興方針」ということになる。これが最も注目されている復旧・復興方針ではあるが、まずは漁協全体の事業再開方針を概観しておくことが必要であろう。

① 漁協の事業再開方針

上述のように田老町漁協では漁協による漁業自営が大きな意義を有しており、とくに秋さけの定置網漁業がその中心を占めていた。しかし、定置網漁業関連では表4に示したように、漁船四隻、倉庫三棟、番屋という直接の生産設備が全壊しただけでなく、漁港関連設備が全壊状態にある中で赤島・佐賀部・大丸磯の三カ統の操業を九月から再開することにした。しかも、乗組員を増員して地元雇用機会を拡大するとともに、漁業後継者を積極的に育成する方針が打ち出されている。

漁協自営も含め鮮魚に関しては一元集荷・宮古市場運搬、海藻・あわびなどの共販品は県漁連を通じた販売という複線に対応することになっている。つまり、田老漁港・魚市場の再開に先だって、定置網漁獲物の宮古港への直接搬送（船またはトラック）・氷は宮古港での調達という方式で漁協主導型の漁業再開がめざされているのである。

さらに、二カ所のさけの孵化場のうちの一カ所を再開し、遡上するさけの捕獲と孵化事業を実施するが、ここ

表7 田老町漁協の事業再開方針

経済事業と自営事業	定置網事業	①秋さけ定置網3力統操業 ②乗組員増員
	さけの捕獲と孵化	①孵化場1箇所再開(1箇所は要点検) ②田老川・撰待川でのさけ捕獲、雇用户増員
	購買事業	①和船・船外機・軽トラック販売 ②石油類・漁業資材販売 ③日用雑貨は商店の動向を注視する
	JF共済事業	①組合員と顧客の暮らしの保障 ②共済契約の普及・保全と共済金支払
	加工事業	乾わかめ・乾こんぶ製造・販売
	育苗生産事業	わかめ・こんぶ苗の生産・供給
	指導事業	①組合員相談や経営指導 ②養殖漁業の復旧・復興 ③漁船保険の保険金請求と契約保全 ④漁業共済の共済金請求と契約保全
	金融事業	①災害復興支援貯金の推進 ②車ローンや災害復興資金の貸出 ③キャッシュカード・通帳の再発行(無料) ④他銀行ATMの無料利用

(出所) 田老町漁協の資料による。

でも地元雇用機会会の拡大をめざして捕獲雇用户の増員が計画されている。
注目すべきは種苗生産事業であって、六月八日〜二二日に実施された天然わかめ漁で種苗を確保し、二〇一二年からの養殖わかめ生産再開が企図されていることである。つまり、組合の責任でわかめ種苗の確保と提供がめ

ざされ、養殖班を通じた共同化によって養殖事業の本格的復旧をめざす方針がすでに実施に移されているといっている。

以上の自営事業と並んで復旧に欠かせない船や漁業資材の確保に向けた購買事業、さらに漁業共済・保険に関わる共済事業などの経済事業再開が重要な意義をもっていることが示されている。

次に指導事業は養殖漁業の復旧・復興に向けた方針の作成・組合員への指導が要の位置にあり、これに密接に関連する共済・保険の請求と契約保全に関わる業務が重要な役割を担うことになる。さらに、以上の経済活動全体を支える金融事業が漁協の事業の土台を構成するといっている。

② 組合員の漁業生産の再開方針

このような漁協の事業再開方針を基礎として、組合員を中心とした漁業生産の再開方針の概要が表8に示されている。

ここでは漁業種類別・水産物別に具体的な方針が示されているが、以下のように特徴点を整理しておこう。

第一に、組合員を中心とした漁業生産再開の中心に位置するのがわかめ・こんぶの養殖の再開と「真崎わかめ」の販売開始であるが、養殖班を出発点とした共同化による生産の再開を通じた個人経営への発展という経営

表8 2011年度の組合員の漁業生産の再開方針

養殖	わかめ・こんぶ養殖の再開と真崎わかめの販売開始	①当面は養殖班による共同経営体での着業 ②新しい養殖施設の設置と種苗の確保 ③2012年度からの養殖班による共同加工 ④2012年度からの真崎わかめの販売 ⑤施設・資材・種苗の無償提供	
	天然	わかめ	品質調査後に採取、乾しわかめ販売。磯刈りは田老地区区民に解放。
		うに	被害状況調査と採捕の是非決定。
		こんぶ	期間・方法を決めて口開け。乾こんぶ販売。
	磯の海藻	あわび	資源調査、採捕可能なら共同採捕・潜水採捕して収益を組合員に分配する。
磯の海藻		日にちを決めて、田老地区住民に磯場を解放して、自由採取の実施。	
鮮魚	当面の荷捌	①一元集荷で、宮古魚市場に搬入 ②定置網は船・トラックで輸送、氷は宮古港 ③軽油や重油は田老町漁港で給油	
	魚市場再開	魚市場の上屋・設備の復旧、製氷所の復旧、水揚岸壁の整備後に再開	

(出所) 田老町漁協の資料による。

育成戦略が採用されていることである。
第二に、天然漁業においてはあわびなどにおいても共同採捕と組合員への収益分配といった共同の契機を重視した戦略が採用されていることである。

第三に、天然漁業においてはさらに、

わかめの磯刈りや他の海藻の自由採取にみられるように、一部の漁業権の地域住民への解放といった新たな方向性がみられることである。

すなわち、漁業復旧・復興の過程において、一方では養殖班の結成にみられるような「狭義の共同化」の契機を重視する方向と、他方では漁業権の地域住

民への賦与といった「広義の共同化」を重視する方向が混在していることが注目される点であろう。

そこで、とくに注目される前者について、漁協の役割に絞って共同化の位置づけや意義について検討しておく。

(2) 共同経営のための漁協の役割とその意義

① 共同化の概要

被災を免れた漁船一四隻を漁協が借り上げて共同利用するほか、修理した破損漁船一四隻、新規購入五〇隻、中古漁船一四隻を漁協が調達し、計七六隻を無償で養殖班に配分して利用してもらう。養殖班は四～五人からなり、一六班が組織されて七つの養殖組合に統合されることになっている。養殖施設は漁協が着業組合員を雇用して加工・製作し、共同施設として組合員に無償利用させて加工・製作し、共同施設として組合員に無償利用させて。さらに、種苗も基本的には漁協のセンターで生産して無償配布する。漁協は養殖生産額の前払いとして養殖班で定めた額を着業の月から毎月支給する。一年後をめぐりとして個人経営に移行するが、共同経営を継続する班も認めるといのが概要である。

② 共同化にあたっての漁協の役割

みられるようにほぼ全ての生産手段を漁協が調達し、家族の枠をこえる人数の班に共同利用させる方式で、事実上の月給制度を敷いて組合員を「雇用」する方式の共

同経営がめざされている。その主要な契機は組合員が主要な生産手段を喪失していること、また個人経営を自力で再開する資金的な余裕がない中で、早急な漁業再開と生活資金の確保が地域での定住生活を維持する上で不可欠となっている現実への「緊急避難的な対応」という性格をもっていいだろう。だが、注目されるのは「個人経営への過渡」として共同経営を位置づけているだけでなく、共同経営としての継続も積極的に認めて推奨していることである。

これまでのところ、班は共同経営というよりは、漁協の雇用労働者として「班」を任せられた組合員がある程度自立的な生産活動を行う共同組織という性格が濃厚である。したがって、今後どこまで班に属する組合員が漁船・漁労機械・道具・乾燥場などを自己調達し、個人利用できるレベルまで所得や経済余剰を確保できるかによって、個人経営への移行の可能性や共同経営としての存続可能性が規定されてくるのではないかと思われる。しかし、ここではどちらの可能性がより高いかといった論評を行い、性急な判断を加えることが重要なのではなく、少なくとも「班単位」で経済的に自立できる条件が生まれてくるような政策的支援を行うことが求められるのではないだろうか。その際、改めて確認しておかねばならないのは、こうした共同化は大津波災害への「緊急

避難的な対応」に直接の起源をもつとはいえず、本稿冒頭で確認したように、地域漁業の再建方策の模索にその前史を有していることであろう。漁業もまた、農業と類似の「共同化」が新たな意義をもちはじめる段階に到達しつつある点は十分に注目されてよいだろう。

(注)

(1) 「農村と都市をむすぶ」二〇一〇年一月号、三八～四四ページ。

(2) 東日本大震災による水産業全体の被害状況のまとまった検討として、出村雅晴「東日本大震災による水産業被害と復興に向けた課題『農林金融』二〇一一年八月号、二七～四一ページ、もあげておく。

津波のあと

田老町漁業協同組合指導課長 畠山 昌彦

早春のある日

自宅のテーブルには汚れを防ぐため透明なビニールが敷いてある。

数日前からその下にカップ姿の親父と小さい頃の次男の写真が挟んであった。妻が入れたのだろう。遺影のようで縁起が悪い。何でこんな事をしたんだ？三月一日の朝も妻に聞いただそうと思っていたが、朝の忙しさの中、言い忘れた。

いつもの慌ただししい朝、二人の息子は小学校へ、妻は病院へ、私は漁協へと出勤した。

年度末を迎えて忙しい職場の午後、突然の大きく長い地震。

女性職員にはすぐ避難するように言った。

沖に漁業者がいらないか確認しようとしたが、電気が止まって無線が使えなくなり、すぐに携帯も不通になっ

た。「なにかしなければ」とは思うのだが、何も出来ることがない。

参事が事務所にいた男性職員に出先に人が残っていないか確認するよう命ずると、皆慌ただしく出て行き、参事と私だけが事務所の二階に残った。

海の状況を見ようと漁協の隣にある防潮堤の上に入った。

我々田老の人間はものごころついたころから「地震があったら山へ走れ」と呪文のように聞かされる。それはもうDNAに刻み込まれるぐらい。田老港の一番沖にある防波堤の遙か上空に白い波しぶきが見えた時、反射的に防潮堤を駆け下り、高台の方に走った。

あり得ない高さに見えた水しぶき、職場を離れることを躊躇している金融部門の若い職員に早く山へ走れと叫んだこと、自分の足音しか聞こえない異様な静けさ。

事務所に参事が残っているのを思い出した。逃げたか

・・・・このまま走れば津波の前に高台にたどり着くだろう。罵りながら反転して事務所に駆け込んだ。参事はまだ事務所の中にいて「早く逃げよう」と言った。私は階段を駆け上りながら「もう間に合わないから三階に上がらましよう。」と叫んだ。津波の前の記憶はこれぐらい。三階にたどり着いて外を見ると、幼い頃から「これを越える波があるはずはない」と思いこんでいた「世界に誇る津波防潮堤」を真っ黒な海が軽々と越えて来るのが見えた。

ほんの数分の内に視界にある全ての家がドミノ倒しのドミノのように倒れていく。怪獣映画の一場面を見ているようだ。あまりにも現実とかけ離れすぎて事実とは思えない。恐怖感を感じることもすら無く、異様な光景に呆然とするだけだった。

隣にいた参事が「これは本当なのか？」と呟く。返す言葉がない。

津波のあと

防潮堤の内側にたまった海水で、真っ黒で巨大な水たまりと化した町並みを見た時、二人の息子が思いやられた。五年生の長男は高台にある小学校で授業中だから恐らく大丈夫だろう。低学年の次男は授業が終わったかどうか。下校していたら・・・家に帰って遊びに出たなら

ダメだ。次男が見あたらなければ、母は津波など関係なく見つかるまで探し回るだろう。そうならたぶん母もダメだ・・・。

親父は地震が来ても逃げたのを見たことがない。次男と親父。テーブルの写真は何かを暗示していたんだろうかと不安になる。

陸の孤島と化した事務所の三階で、何でオレはこんな所にいるのか、なぜ、すぐに小学校へ走らなかつたのだろうか。もし、家族の誰かが亡くなっていたら、これからどうやって生きていけばいい。生きていていいのかと自問した。「職務に忠実であること」は「当然」のことで、疑うことさえしなかった。しかし、津波に何もかもさらわれ、ぽつんと残された漁協の上で、自分は何のために仕事をしていたのかと考えた。

「漁業者のために」というのももちろんある。しかし、最大の理由は家族のためだ。収入を得て家族を養うためだ。それなら、仕事をクビになろうと、無責任と罵られるようにも、家族のために走るべきだったんじゃないか。仕事があっても家族がいらないなら何の意味もない。こんな所に取り残されている自分はバカだ。体中の力が抜けた。

家族の誰かはもうこの世にはいないだろう。漠然と思った。

あれこれうるさいと思っていた両親にももう会えないのかと思うと、「自分は何にもできなかった」という言いしれぬ無力感、空虚といったらいいのだろうか。そういうものしか感じなかった。悲しみとか後悔とか、そういう感情は不思議とわいてこなかった。

次第に日が陰る。事務所の周りはまだ水浸しだ。暗くなったら家族を捜すことも出来ない。両親と息子達はどうしているだろう。高台にある職場で勤務中の妻は無事だろうが、心配で気が狂わんばかりだろう。

やがて、防潮堤の水門が水圧に耐えきれなくなっている。急激に水位が下がる。まだ、胸ぐらの水位はあがるが、もう待てられない。二階の倉庫にあった長靴に履き替え、ガレキをどけながら参事と一階に降りた。一階は大量のガレキで身動きもとれない状況だったが、倒れたキャビネットの上を伝って窓際までたどり着いた。

家族を捜しに

外を見ると知り合いの漁業者が防潮堤の上を歩いてくるのが見えた。そのへんの流木を防潮堤と事務所の窓に渡してくれるように頼み、それを伝って防潮堤へと上った。

遠くから幼なじみのヨッチが歩いてきた。ヨッチは当漁協でもトップクラスの水揚を誇る漁業者だ。高台にあ

る家が津波で持って行かれたという。まさか、あんな所まで？ と聞くと、「間一髪だった。娘が心配で山を越えてきた。」その山とは道などない切り立った山だ。あそこを越えてきた？ にわかには信じられなかったが、実際に目の前にいる。ガレキを避けてここに来るにはあの山を越えるしかない。電気が止まり携帯も使えない状況下では自分の目で確認する他に安否を確認する方法はないのだ。

小学校を目指して二人で防潮堤の上を歩いた。小学校へと行く道は全て山のようなガレキで寸断され、どうにもならない。歩けるのは防潮堤の上と三陸鉄道の線路ぐらいだ。

「今津波が来たら終わりだな」ヨッチが言う。私は小学校に行くことだけ考えていて、そんなことは思いも寄らなかった。確かにその可能性は高い。「考えたら怖いから、来ないことにしよう」と答えた。第一、安全そうな場所はガレキの彼方。戻るも進むも似たような距離だ。

内心（今、そんなことを言うなよな）と思っていた。駅の周辺で線路上に上れそうな場所を見つけた。上れそうとはいつても、大木や家の残骸、電線などぐちゃぐちゃになったガレキを越えていかなければならない。「電気は来ないよな」電線を見てヨッチが言う。（そんなことを言うなよな）

線路を歩くと鉄道の高架橋の上に家の二階部分に乗っている。これでは小学校もどうなっているか解らない。二人の足が速くなった。すれ違う人に小学生は無事かと聞く。「学校にいた生徒は無事らしい。下校した生徒は解らない」背中に冷たいものが走った。(学校にいてくれ)祈るような気持ちだった。

小学校は正門まで家やガレキが押し寄せていたが、何とか無事だった。線路から小学校のグラウンドに降りた。ケガした人を体育館へと搬入する人達。その中に金融部門の職員二人を見つけた。「生きてるか」と声を掛けると「ぎりぎりでした。あと、何秒か遅かったらダメでした。」自分よりずっと前を走っていた二人がぎりぎり。あのまま参事をおいて走っていたら自分もダメだった。

小学校の体育館は大勢の人でごった返していた。ロウソクの灯りの中、必死で二人の息子を捜した。「お父さん」次男の呼ぶ声がした。喜ぶまもなく「兄ちゃんはおじいちゃん、おばあちゃん」と聞く「兄ちゃんは六年生のところにいる。おばあちゃんは家を見に行った。」「何で家なんか見に行くんだ。津波が来る前?後?」私が怒鳴るものだから次男は答えることが出来ない。津波前に行ったのなら、おそらく母は生きてはいないだろう。「お父さん、早く帰ろう」次男が言う。「うん、帰ろう」

と答えてから、どこにも帰る場所がないことに気づいた。「行くところが無いんだよ」周りにはまだ迎えの来ない子供達が不安そうな顔で佇んでいる。かける言葉が見つからない。

やがて長男を見つけた。「お父さんが来たよ」自分の迎えが来ていないのに周りの子供達が歓声を上げる。皆の喝采の中、長男がランドセルやら教材やらを抱えて走ってくる。「荷物を持っていくところもないんだよ。その辺に置いておけ」そのまま居るように二人に告げ、両親を捜しに出た。

「親父とお袋を知りませんか」すれ違う人みんなに聞きながら歩く「知らない」という声を聞く度に不安になる。十数人目で「親父さんなら役場にいたよ」という人と会った。「お袋は?」声が大きくなる「知らない」という。もう暗くなり、雪がちらちらと舞ってきた。

けが人でごった返す役場の片隅にぼつんと座っている親父を見つけた。最盛期にはシーズンに一〇億円を超える水揚を誇った定置網の総責任者で、かつて六〇人以上の漁夫を取り仕切っていた威厳はどこにも感じられない。ただ所在なげに座っている。

私を見つけると小さい声で子供達は無事かと聞いた。二人とも無事だと答えた。親父のこわばった体から力が抜けるのが目に見えて解った。「お袋は?」「大丈夫だ。家

を見に行った」どうやら、母が家を見に行ったのは津波が去ってからだった。背中が冷たいものが溶けていくような気がした。

避難生活

私は消防団員だが、火事や地震の時以外はほとんど顔を出さないから恥ずかしくて団員を名乗れない。分団の皆は私が団員でいることすら忘れてのことだろう。しかし、今回はさすがに団員として活動に参加した。

最初の仕事は動けない人が人や病人を医者がある場所へ搬入すること。車もないし、道路もないので担架に乗せて線路を運んでくる。停電で真っ暗な上、ガレキだらけで歩きにくいことこの上ない。最初に運んだばあさんは「もう痛い思いはしたくないからこのまま置いていてくれ」と叫び続ける。

次の日からは連日搜索と火消しの日々だった。津波と火事は結びつかないかもしれないが、実際には津波が押し寄せている間もいたるところで火の手が上がった。LPガスのボンベは鉄で出来た浮子みたいなものだから町全体が水没すると何十個も浮き上がる。浮く時に浮力でもホースが切れるから、ものすごい勢いでガスを吹き出しながら流れていくことになる。津波で流れた家同士がぶつかり合い、いたるところで金属が擦れ合っているから

ガスに引火する。火炎放射器が何十個も流れているようなものだ。それが周囲の山に燃え広がるということになる。芽吹き前の乾燥した山は一瞬にして燃え上がる。火を消そうにもポンプ車はない、水はない、道路はないでどうしようもない。

一食につき味のないおにぎり一個と水が配られる。車がないから消化用具を担いで線路をひた走る。人の手で運搬するポンプでは水圧が足りず山の上には放水できないので、団員が三〇リットルの水を背負って道無き道を直登していく。しかし、三〇リットルの水は火事の前では何の役にも立たない。汗を流し、息を切らして三〇分以上も絶壁を直登してきても、放水を始めればものの数分で水はなくなり、今登った絶壁を駆け下りていく。その繰り返しだ。

作業を終え、役場の一角に借りた分団の宿舎へ帰っても着替へはないし、当然風呂もシャワーもない。味のないうおにぎりを一個食べたらず四〇cm長さ二mぐらいのスベース（皆、オレの家と呼んでいた）へ寝るだけだ。

しかし、不思議なことに悲壮感はない。「津波、ダイエツトだ。脂肪を気にしている都会のねーちゃんはどこに来て働け」「お前こんな状況なのに瘦せないなあ」など、明るすぎるぐらいのテンションで騒いでいる。落ち込んだらどこまでも落ち込むからということもあつたらう。し

かし、無理に明るくしているということでもない。人間の本能がそうさせるのか解らないが、皆、明るく日々を過ごしていた。

人間の感情は多分に相対的なものだ。厳しい状況下にいると些細なことでもうれしい。シャワーを浴びられるというだけで大歓声が上がると。カプラーメンが届くと幸せな気分になる。人は苦しい状況下に置かれると「生きよう」とするものらしい。自殺志願の人も、ここに来れば絶対思い直す。そう思った。

分団の後輩は両親が行方不明になった。なのに、両親の捜索に行けと何度言ってもずっと消防団員として活動している。義務感・正義感がそうさせたのだと思う。しかし、それと同時に、仲間といること、常に体を動かし、起きている間ははずっと明るく振る舞っているもの、数週間後に両親が見つかるまで夜中ずとうなさが残っていた。両親が遺体で見つかった夜、いつも寡黙な男が皆寝静まって分団長と私に語り続け「オレ消防団で良かったです。一人だったらどうなっていたか。」と立っていた。その夜からは一度もうなされることは無くなった。皆、本当は悲しくて不安でどうしようもなかったのだ。

福島原発が爆発した

新聞もない、テレビもない状況でも、その情報は伝わってきた。日本は終わったと思った。漁業に携わる私の仕事も終わったと。

憤りとかは感じなかった。累々と連なるガレキ・何日もくすぶり続ける火事。あの時からずっと、地獄のような風景の中にいる。世の中がどんなになっていたとしても不思議には思わなくなっていた。福島にいる実兄、宮城にいる義兄家族と多くの友人のことが思いやられたが、連絡のとりようもない。無事でいてくれるように祈るばかりだった。

もう日本も終わりだ。死ぬ場所がどこかの違いだけだ。という考えも過ぎた。

避難所では皆平等だ。衣食住全てが同じ環境にあるから不平不満もない。皆励まし合って生活していた。避難所では・・・

避難所で分団員と生活していた時は明るい時間帯はずっと捜索や消火活動で、当然体力的にはかなりきついだけれども、周りの皆の信頼感、苦労を共にしている一体感で一杯だった。被災していない人は私を見て「大変だろう」と涙を浮かべて同情してくれるのだが、私自身は、そんなにかわいそうに見えるのだろうか疑問に思

っていた。

平等な環境にもやがて差異が生じてくるようになる。支援物資の分け方とか、寝る場所のとか。悲しいことに、支援が増えるにつれ次第に人の嫌なところが目につき始めてくる。

復興へ

やがて、数日に一度ぐらいつつ風呂に入れるようになった。

風呂の脱衣場で九四才の漁師に合った。現役の養殖漁業者である。

ウニ・アワビ漁の船は4mほどと小さいのでバランスが悪い。ほとんどの漁業者は船に座って操船するが、このじいさんは立ったまま操船する。船に仁王立ちになって帰港する様はとて九〇代には見えない。以前、船の登録票と免許証を確認に来た海保の職員が「お父さん生年月日は」と質問し「大正六年」と聞いてひっくりかえっていた程だ。

このじいさんが私をみつめて、しきりに悔しい、悔しいと連呼する。家を無くして悔しいのだと思ったら、津波で家は流されなかったのが、ご飯を炊いてやって避難者に食べさせようとしたが、火事で家が燃えてしまって助けられなかったことが悔しいというのだ。

「人を助けられないことが悔しい」じいさん恐るべし。

漁協はその施設のほとんどを失ってしまったが、三階建ての事務所の二階以上は難を逃れたので、職員を集めて復旧作業に入った。一階には天井までありとあらゆるガレキが入り込んでいたので、まずはガレキを取り除くこと。そして、二階にはガレキはないものの大量の泥や砂が入り込んでおり、資料を掃除する必要があった。

しばらくの間、漁協には支援物資が届かなかったので、飲み物も食べ物もない。照明もなければ暖房もない。

岩手の三月はかなり寒い。ガレキ撤去で動いている間は良いのだが、動くのを止めると震えが来る。津波で流された漁協の施設に残った灯油を探し、ガレキの中から灯油タンクを見つけては灯油を入れて運んでくる。途中の道はがれきの山で、気を抜くと足にクギが刺さる。津波前、車で二〜三分で移動していた場所が二〇リットルの灯油タンクを持ってガレキの中を歩くと半日もかかる。いつもなら当然そこにあるべきものを準備するだけで一日の大半が費やされてしまう。

一階のガレキを撤去していると、漁協の購買部で販売していた缶ジュースや日用品などが見つかるが、当然泥まみれだ。他に飲むものもないので川で缶ジュースを洗って飲むのであるが、泥のような、いいようなない味がある。甘いものに飢えている我々でも不味く感じる。皆

それを津波の味とよんだ。

本当の試練は数ヶ月経ってやってきた

津波の一番の被害者は子供達だと思う。親が亡くなってしまった子供は言うまでもないが、家が無くなって転校を余儀なくされた子供は、新しい学校に上手くなじめず不登校になったり、精神的に不安定になったりする子供が多い。思春期の子ほど顕著だ。

子供が精神的に不安定になれば、親は当然悩む。この種の悩みは簡単に解決できないからやっかいである。

家を再建するにしても、まずどこに住むかということが問題で、六年生になった長男は「こんな地獄のような風景はもう見たくない。転校しても良いから絶対に津波が来ないところに住もう」という。三年生になった次男は「友達と離れたくない。住むのはどこでも良いけど絶対に転校は嫌だ」という。年老いた両親は口では言わないものの、見ず知らずの土地で生活するのは嫌だろう。みんなの気持ちが解るだけに決めきれない。家族がどこに住むかはいまだに解決できない悩みである。

復興に向けて漁協は動き出したものの、ガレキの撤去や掃除、暖房や飲み水の確保に追われ、仕事は遅々として進まない。仕事に手を付ける前の段階だ。

一方、組合員は仕事もなく、収入もないのでいらいら

が募る。漁協は何をしているんだと不満の声が上がる。

地域のコミュニティは諸刃の剣だ。都会に暮らす人なら会社を一步出ればプライベートな空間だと思うが、漁村に暮らして漁協に勤務しているとプライベートな空間など一切無い。仮設住宅の住民は漁業者かその家族が多くを占めるので、仕事帰り、駐車場から自宅までの間にも漁業者に捕まって質問攻めに合う。漁業者の不安はよく解るし、できるだけ丁寧に回答しようと思うのだが、補助事業など正式に決まっていけないことは答えられない。

「本当はどうなんだ」とか、駐車場から自宅まで一〇〇mぐらいの距離を三〇分もかかることもある。私から見れば、退社して本来プライベートであるはずの時間にも組合員に対応しなければならぬので、うんざりして行く。

それに加えて、私の携帯電話の番号を組合員同士が勝手に教え合って、知らない電話番号から電話が来る。漁業者は朝が早いから、朝の三時とか四時とかいう時間に電話が来て、何事かと飛び起きて電話に出ると「別にたいした用事ではねえんだが」と始まる。つまり、睡眠時間まで削られてしまうようになる。私だけなら仕事の一部だと諦めもするが、夜勤があり、いつも睡眠不足の妻は「たいした用事ではねえ」電話で起こされるとかわいそうでならない。四六時中プライベートな時間がな

い。都会の会社員にはあり得ない悩みだと思う。

さて、被災するとやらなければならないことは山のようにある。津波で流失した車の廃車手続き、電気・電話・水道・新聞・インターネット等の停止や解約、被災証明、印鑑登録の廃止、再登録、キャッシュカードの停止手続き、保険や通帳の再発行などなど。ネットが使えないから、あらゆる手続きは電話で行うか、窓口に行くしかないが、窓口は被災者でどこも長蛇の列。電話帳もないのでどこへ電話していいのかすら解らない。そもそも田老では電話も不通だ。

日用品を買いたくても、被災によってほとんどの商店は五時で閉めてしまう。コンビニは開いていても物が全くない。クレジットカードや電子マネーで買いたい物ができない。店も、回線が断線しているので現金のみ。ATMはほとんどが流失している上、残ったATMも回線が繋がらないので使用できない。窓口営業している銀行までは車で三〇分以上かかる。しかし、ガソリンもない。日中被災地で仕事をしていると、やらなければならないことが何一つ出来ない。

平日に何も出来ない我々にとって、土日はとても貴重な時間だ。山積みの雑事をこなして、時間が残ったら、地獄のような風景の中で毎日窮屈な生活を強いられる子供達を、少しの間だけでもどこか日常の風景の中に

連れて行ってやりたいと思う。しかし、三月の終わりに役員会が毎週土曜日の午後を開かれることになった。

子供達はじいちゃん、ばあちゃんに買ってもらった学習机。サッカー少年団で使っていたスパイクやユニフォーム、カードゲーム、幼い頃の写真やビデオ。一切無くなった。学校は休校で、遊び場もなければゲーム機もないので一日中ぼっとしている。ふさぎ込んでいるのを見ると、出来るだけ早く帰って、一分でも多く一緒にいてやりたいと思った。しかし、ある役員は、「早く帰るな。夜遅くまで残ってもっと仕事をしろ」と言った。組合員のことを考えればもっともな意見だ。ただ、その人は自宅が残ったから我々被災者のことは解らないだけなのだ。職員の我々も被災者であることを忘れていた。ただ、それだけのことだ。実際にその立場になってみなければ解らないことはあまりにも多すぎる。同じ被災者とはいっても、家があるとないのでは雲泥の差どころか、アンドロメダ星雲と泥ぐらいの違いがあるように感じた。

漁業復興にはあまりにも多くの問題があり、決めなければならないことが多すぎて混乱が生じてきた。役員が決めたとおりに懸命に仕事をしているつもりなのに、何をやっているんだと罵声を浴びせられる。私は何を怒っているのが理解できない。一体何を信じて仕事をして良いのが解らない。懸命に努力しているのに、役員や

漁業者から帰ってくるのは苦情や罵声ばかり。誰かの「死」を別にすれば、この頃ほど辛かったことはない。ふいに津波直後、事務所の三階で感じた感情がよみがえってきた。「オレはここで一体何をしているんだろう」仕事なんて他にもあるじゃないかと。

正直な話、毎日仕事を辞めることを考えていた。いっそ津波で逝ってあげればこんな思いもしなくて済んだのに。とも思った。被災直後の避難所には何もなかったが、少なくとも「信頼」だけはあった。津波直後は良かった。と思っていた。

辞めなかった訳は二人のオヤジの存在

親父は三〇年来田老漁協の定置網の大謀として働いてきた。大謀とは網の設計から水揚げまで、全てを取り仕切る定置網の総責任者の名称である。

私が幼い頃、田老の定置網といえ、手こぎの木船に一〇人ほどの乗組員でサケが一〇本も入れれば大漁というような状態で、収入は乏しく、生活は理容師であるお袋の収入に頼っていたのが実情だったようだ。それが、最盛期には一〇億円を越える水揚げ達成するまでになり、田老漁協の屋台骨を支えてきた。その間、親父と乗組員の人は、まさに命がけで田老漁協の定置網を守り続けてきたのである。親父がずっと命がけで守り続けたもの

を私が簡単に見限っていいはずがない。という思い。

もう一人は仕事上のオヤジである。私の今の役職は指導課長ということになっているが、兼務でワカメ・コンブの種苗生産も行っている。今年は岩手県内全てのコンブ種苗生産施設が被災し、当組合の施設だけが残ったので、私が失敗すれば来年岩手県の養殖コンブは収穫できない。押しつぶされそうな重圧ではあるが、きっと出来るという妙な自信もどこかにある。その自信のもとが仕事上のオヤジである中嶋さんとの日々だ。

一九才。学歴も経験もなく、ただ魚を飼う仕事をしたというだけで内水面水産技術センターの門を叩いた私に「お前のオヤジは名の知れた名大謀だ。水揚げが多いということは他の漁協が放した魚を捕っているということでもある。お前にはオレの技術を全部教えるから、今度はお前が放した魚を他の漁協にも捕らせてやれ。」と毎日夜更けまで魚を飼うとはどういうことかを語り、翌朝、夜が明ける頃、私が餌をやり、飼育池に行けば、すでにそこにいて「魚はもう起きているぞ」と笑っていた。

この人はバケモノかと思ったものだ。今、まさに岩手の漁業者が窮地に立っており、私には多少なりとも力になれる可能性がある。今やらなくてはならない。という思いだ。

私の両手には親父と中嶋さんから手渡された二本のバ

トンが握られていると勝手に思いこんでいる。次の誰かに手渡すまで、投げ出すわけにはいかない。

漁業を復興する

来年には「真崎ワカメ」を復活させることを命題に掲げた。

私が言うのも変な話だが、当初は正直な話、無理だと思っていた。船がない、港がない、荷物をあげるクレーンもない、加工する機器も、その場所すらない。一体何から手を付けて良いのか解らない。

沖にある養殖資材の残骸を撤去しようとする。まず、長靴がない、カップがない、救命胴衣がない、船がないからそこに行くことすらできないし、仮に行けたとしてもロープを切るための刃物が無い。結局のところ何も無い。ということに気づいて呆然となる。

来年ワカメを収穫しようと思ったら、八月上旬にはワカメの種を付けなければならぬ。その糸はシュロを織った特殊なもので、一年に一回しか生産しないため、完全な在庫不足に陥った。そこで、廃業する漁業者に在庫の提供をお願いして回った。

亡くなった漁業者の家に行くのはさすがに気が引けたが、他に方法がないので仕方がない。三〇代の息子を亡くしたお母さんは「息子の形見のような気がして、本当

はやりたくないんだけど、漁協のためならやります。がんばって復興して下さい。それにしても養殖はやり直せるが、人はダメだねえ。帰ってこない」と泣かれた。

言葉ばかりが先行して、目に見えた進展はなく閉塞感が漂いはじめていた頃、樫内地区の漁業者が打破した。

漁港も大破し、漁港に行く道もえぐられて車も通れない状況だったが、クレーン付きのトラックを使い、自分たちの力だけで通れるようにしてしまった。その後、高台に置いていて難を逃れた船を使い、沖に出て養殖施設の残骸に絡んだ船を回収、自分たちの手で船を修復して沖に行ける状態にした。そのスピードはあっけにとられる程で、「本当にできるかもしれない」という希望を持たせた。

その中心となったのはカズミさん。ヨッチの従兄弟で、やはり田老でトップクラスの水揚げを誇る。カズミさん達は船の修復が終わると、今度は仲間を集めて小型定置網を修復し、自分たちだけで網を入れてしまった。

「被災して皆魚も食っていないだろうから、食べさせてやろうと思ってな」と、魚が網に入ると、市場に卸さずに田老地区の被災者に全て配った。網入れには最低でも四〇五〇万円かかる上、毎日の網あげに燃料もかかるから、苦勞して網入れしたのに、経費分が全て赤字になっ

てしまうのだ。それなのに「うーん。赤字だなあ」と笑っている。

その後、国の補助事業で養殖施設を設置できることになった。予算は付いても資材が間に合うかどうかの問題だったが、日本中の資材業者や漁業者のご協力を得て、なんとか目処が付いた。

漠然とした不安

漁業者は落ち込むこともなく、ひたすら前を向いて動き続けている。思えば台風や低気圧被害で養殖施設の全損を何度も経験してきた人達だ。津波の被害はきつと復旧できると今では確信している。それも、予想よりずっと早い時期にである。

それでも、なお、未来は明るいとは言いがたい。福島原発だ。六ヶ所村の再処理工場を心配していたら、全く予想外の場所から放射能の脅威が及び寄っている。

六年生の長男が夏休みの宿題に「日本は電力の自給率が高いので、このまま続けて欲しい」と書いた。「お前、福島の人達のことを考えたことがあるのか、家にも帰れないんだ。農業も漁業もできない。その原因となったのは原子力発電所だ。このまま続けて良いと思うのか」と怒鳴りつけた。息子は学校で自然エネルギーはコストがかかるかと教えられたようだ。「電気は人の生活を豊かにす

るためのものだろう。その電気を作るために人の生活が脅かされるのはおかしいと思わないか。」長男は何でそんなに怒るのかときょとんとしていた。

岩手県内の肉牛が出荷停止になってしまったことは、やっと見え始めた光明を消し去ってしまったことのように思える。最大の心配は当組合の生産額の三割程度を占めるアワビだ。現在アワビはそのほとんどが乾鲍に加工され中国へと出荷されている。中国からみたら福島と岩手はすぐとなりと思えるだろう。その岩手の牛肉が放射能で出荷停止というならばアワビも疑われて然るべきである。心配なのはアワビだけではないし、三陸産の魚介類に対する国内の評価も気になる。そして、微量でも放射線が含まれるのであれば、子供達の将来の健康も不安である。

津波は仕方がない。心のどこかではいつかは来るという覚悟もあった。しかし、せつかく見え始めた光明を踏みにじるような放射能に対しては憤りを抑えきれない。

そういえば、津波直後に原発の事故を聞いた時は何とも思わなかった。今、耐えきれない憤りを覚えるのは私が見望を持つことが出来た証しなのだろうか。

「臭化メチルに代わる新たな

防除技術開発の現状と課題」

(独)農業・食品産業技術総合研究機構
中央農業総合研究センター 首席研究員

津田 新哉

農作物の持続的安定生産に、土壤消毒は欠かせない。単一作物の周年栽培では、土壤病害虫による連作障害が発生するため。それら土壤伝染性病害虫の発生を防ぐため、生産現場では多くの消毒剤が使われている。その中で最も効果的な薬剤に臭化メチル剤があった。

臭化メチル剤は、土壤病害虫のみならず、雑草防除にまで効果を示す卓越した土壌くん蒸剤として農業現場で普遍的に使用されてきた。しかし、一九九二年に「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」第四回締約国会合において、本剤はオゾン層破壊関連物質に指定され、一九九五年以降は検疫用途を除きその製造・使用が国際的に規制された。日本を含む先進諸国では、同締約国会合で承認された特別の用途（緊急用途、不可欠用途）を除き二〇〇五年に原則廃止が決定された。我が国では、その廃止期限以降、技術的・経済的代替技術が皆無であるキュウリ、メロン、トウガラシ類、

シヨウガおよびスイカの特定の土壤伝染病害とクリの収穫物虫害を対象に、二〇〇二年から都道府県を通じて不可欠用途申請の手続きを開始した。その結果、全国の約1/3の地方自治体から不可欠用途として本剤の継続使用の要望が寄せられ、農林水産省消費・安全局植物防疫課では二〇〇六年一月に「不可欠用途臭化メチル国家管理戦略」を制定すると共に、地方自治体から提出される同剤の使用要求量を年度ごとに取りまとめ国連環境計画オゾン事務局に申請してきた(表1)。

そのような状況の中、二〇〇七年に開催された第二七回モントリオール議定書公開作業部会で、オゾン事務局内の評価委員会のひとつで、臭化メチルに関する技術評価を担当する「臭化メチル技術選択肢委員会(MBTOC)」により、日本の当該作物に発生する土壤病害は代替技術の導入等により対処可能であると判断され、二〇〇九年申請分の不可欠用途用本剤は約三〇%の減量査定

表1 我が国における不可欠用途臭化メチル剤決議量の年次推移(単位：トン)

	2008年使用 申請数量	2008年使用 決議数量	2009年使用 申請数量	2009年使用 決議数量	2010年使用 申請数量	2010年使用 決議数量	2011年使用 申請数量	2011年使用 決議数量	2012年使用 申請数量	2012年使用 決議数量
メロン	182.2	136.65	168	91.1	90.8	81.72	77.6	73.548	67.936	67.936
スイカ	43.3	32.475	23.7	21.65	15.4	14.50	13.87	13.05	12.075	12.075
キュウリ	68.6	51.45	61.4	34.3	34.1	30.69	29.12	27.621	26.162	26.162
トウガラシ類	162.3	121.725	134.4	81.149	81.1	72.99	68.26	65.691	61.154	61.154
ショウガ (露地)	112.1	84.075	102.2	63.056	53.4	53.4	47.45	47.45	42.235	42.235
ショウガ (施設)	14.8	11.1	12.9	8.325	8.3	8.3	7.77	7.036	6.558	6.558
クリ	6.3	6.3	5.8	5.8	5.4	5.4	5.35	5.35	4.984	3.489
合計	589.6	443.775	508.4	305.38	288.5	267	249.42	239.746	221.104	219.609

注：メロン、スイカ、キュウリ、トウガラシ類、ショウガ(露地・施設)は土壌くん蒸用途、クリは収穫物くん蒸用途



第28回モントリオール議定書公開作業部会
(国際連合アジア大洋州地域拠点、タイ王国、バンコク)

で決議されてしまった。その後、追い討ちをかけるように、第二八回モントリオール議定書公開作業部会では先と同様の理由により我が国の土壌くん蒸用臭化メチルの申請は二〇一一年以降認めないと一方的に勧告された(写真)。

農水省では、そのような一方的な全廃期限の設定は本剤申請産地に混乱を招くとMBTOCに強く抗議した。MBTOCとの激しい議論の末に、我が国独自で描いたシナリオに基づき「土壌用は」二〇一二年末日を全廃期限とする「不可欠用途臭化メチル国家管理戦略」改訂版を確定し、国連オゾン事務局に提出した。

廃止期限の二〇〇五年以降に本剤の不可欠用途使用を申請した先進国は、オーストラリア、カナダ、EU諸国、イスラエル、日本、ニュージーランド、スイス、そしてアメリカ合衆国の合計四五ヶ国であった。それらの内、スイスは二〇〇七年以降、ニュージーランドは二〇〇八年以降、EU諸国は二〇〇九年以降の申請を取り止めた（表2）。残された五カ国の内、オーストラリアとカナダは収穫物くん蒸用とイチゴの育苗成（土壌）用として申請しているが、それらは五カ国の全申請量のそれぞれ一%にも満たない量である。さらに今般、イスラエルは我が国より一年早い二〇一一年で全廃を公表した。残る主要国はアメリカ合衆国のみとなった。

日本国の土壌用臭化メチル剤の使用期限は、産地、関係者との合意の基で我が国独自の方針として二〇一二年末日に設定された。その一方、本剤を使用する産地に混乱が生じないために、代替技術の開発も同時並行的に開始された。我が国では、これまでに農水省所管独立行政

表2 先進国における不可欠用途臭化メチル剤決議量の年次推移(単位：トン)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年
オーストラリア	147	75	49	48	38	36	35	36
カナダ	62	54	53	42	34	35	21	16
EU	4,393	3,537	689	245	0	0	0	0
イスラエル	1,089	880	966	861	717	291	225	0
日本	748	714	636	444	305	267	240	220
アメリカ合衆国	9,553	8,082	6,749	5,356	4,262	3,235	2,055	913
合計	15,992	13,369	9,142	6,996	5,256	3,846	2,576	1,185

法人研究機関並びに地方自治体農業試験研究機関等を中心に、不可欠用途臭化メチル剤対象の土壤病害防除技術を少なからず開発してきた。それらは、(1) 発病の原因となる前作物の除去と発病個体の速やかな撤去などの圃場衛生管理、(2) 種子管理の徹底による病原ウイルス持込の排除、(3) 抵抗性品種の導入、(4) 蒸気消毒等の物理的防除技術の導入、(5) 苗のジフィーポット等への植付けによる根の汚染土壌への接触防止と定植時の根からの病原ウイルス感染防止、(6) 土を使わず、籾殻、ヤシガラ、樹皮、ロックウールなどを用いる簡易基質栽培や隔離床栽培、(7) 代替化学薬剤の利用等、である。これら個々の技術は、単独では不十分な効果、あるいは経済的に実効性を伴わない技術で、現在の生産現場では必ずしも即戦力として利用されるまでには至っていない。しかしこれらは、複数の個別技術の体系化、あるいは経費削減のための新たな改良を施すことにより、実行可能な技術に仕上げられる可能性を秘めている。

このような社会的情勢を受けて、農林水産省の「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」において、筆者の研究機関を中心にその他一五研究機関が参加する「臭化メチル剤から完全に脱却した産地適合型栽培マニュアルの開発」の研究プロジェクトが二〇〇八年度から五年計画で展開されている。この研究プロジェクト

では、現在の生産地で慣行となっている臭化メチル剤を利用した栽培歴に取って代わり、上記の個別技術の体系化、あるいは新規個別技術の開発に取り組みながら二〇一三年から使用可能な実効性ある脱臭化メチル栽培マニュアルを新規に開発することを目的としている。我々にとっては極めて責任の重い研究プロジェクトである。我が国が思い描く二〇一三年以降の臭化メチルの完全撤廃構想を見事にソフトランディングさせるためにも、本プロジェクトに参画する研究者は最大限の努力を払う必要がある。

本事業では、二〇〇八年から二〇一〇年の三カ年で参画試験場において代替技術を基礎とした新規栽培暦のプロトタイプを確立し、二〇一一年からの二年間で実際の農家圃場で実証試験を行い、二〇一三年からの臭化メチルの全廃に時を合わせる形で即戦力となる新規栽培マニュアルの実践へと進めることを計画している。代替方法の目標としては防除価が八〇以上、収量は臭化メチル使用栽培に比較して九〇％以上の確保が目標である。

ピーマン、メロン及びキュウリ等の土壤伝染性ウイルス病を対象とした技術開発では、IPM（総合的病害虫管理技術）を基礎とした栽培管理技術の開発を目指している。ピーマンにおける植物ウイルスワクチン（弱毒ウイルス）の利用、メロンとトマトとの輪作、防根透水性

フィルムによる隔離床栽培（ピーマン、メロン）、野菜苗の根部を保護する新規定植法（ピーマン、キュウリ）等、土壌伝染性ウイルスの防除を主とした栽培管理技術を開発している。

ショウガの根茎腐敗病対策では、代替化学剤を基礎とした新規栽培層を開発している。圃場付近に住居などがないところでは、クロロピクリンによる土壌処理を用いる。ダゾメットとキルパーは、有効成分MITCへの分解と薬害防止のため処理後の残存ガスの放出には十分な時間を要するが、工夫を重ね、その使用を試みる必要がある。1・3DとMITCの混合剤のデイトラベックス剤と生育期でのジアゾファミドの灌注処理が最近登録されている。また、アゾキストロビンとメタラキシLMの混合剤とヨウ化メチルが登録申請されており、その登録が待たれている。アミスルプロムは登録申請のためにメーカは薬効薬害試験の委託試験を日本植物防疫協会に委嘱している。さらに、臭化メチル剤代替薬剤の筆頭に位置付けられるヨウ化メチル剤も農薬登録が秒読み段階となってきた。

近年の地球環境保護意識の高まりは全世界的である。国連環境計画に事務局を置く種々の国際条約の中で、オゾン層を保護するウィーン条約さらにオゾン層破壊物質の規制方針を定めたモントリオール議定書は最も成功し

ている国際条約のひとつである。しかし一方、臭化メチル剤に大きく依存してきた我が国の五品目産地においては、ただならぬ事態が待ち構えていることも事実である。国内の農家の不安を解消し、一方、先進国として率先して地球環境保護に貢献するためにも先に紹介した新規研究プロジェクトの果たす役割は大きい。不可欠用途臭化メチル剤を利用している地域の生産者、農業関係機関、行政・普及部局さらに試験研究機関の間で真剣に議論を交わして頂くことが当該作目産地の安定生産に繋がるであろう。

編集後記

大震災による津波が三陸の豊かな漁場に壊滅的被害をもたらしたが、現地調査では惨状から懸命に立ち上がるうとする漁民の心意気に圧倒された。

調査に協力頂いた岩手の田老町漁協・重茂漁協とも、天然資源採取と養殖漁業に定置網漁業を複合させた沿岸漁業を主としている。そのため、生活する地域とその漁場を守り育てようという覚悟は、沖合・遠洋漁業関係者などの比ではないのだ。その想いは漁民のみでなく、県の担当者の「年を取った人にも三陸の漁業を守って欲しい。そして、次代に引き継いでもらいたいという一念で仕事をしている」という言葉に如実に示されていた。

両漁協とも、再興に向けいち早く「共同漁業方針」を宣言、漁協役職員自らが失った漁船調達にトラックを駆って日本海側を走り回る傍ら、昼夜を惜しんで養殖資材の確保に奔走する。その共同漁業への想いを重茂漁協の伊藤組合長は、「本来は漁獲量を競い合うのが漁民だが、皆が生きていることを考えれば共同で頑張っていくしかない」と吐露したが、その物腰は威厳と確信に満ちていた。一方で田老町漁協の藤井参事が言われた「それにしても田老から霞ヶ関は遠い。田老の声が霞ヶ関に届かない」という言葉には、内心忸怩たる思いがよぎった。及ばず

ながら、その距離を縮めるのが我々の役割と思うからだ。

その遠い霞ヶ関では、沿岸漁業の復興にむけ「水産業復興特区」構想が華々しく打ち上げられ、その賛否に揺れた。特区構想は、地元の漁業組合に優先的に付与される漁業権を民間企業に解放しようというもの。マスコミも高齢化・担い手不足の現状をあげ、企業の資金で舟や漁具を揃え、漁民は企業の従業員となって海で働き、流通は観光業などと関連させ経営多角化を図るなどのバラ色イメージを煽り、漁民も望んでいると喧伝する。

こうしたなかで七月末に決定した政府の復興基本方針には「特区制度の創設」が明記されたが、多くの漁協・漁民にはその行き着く先がすでに見えている。だからこそ「岩手の漁業者はサラリーマンにはならない」という参事の言葉が印象深かった。

それにしても、被災地に比して、「がんばろう日本」などといながら私たちの日常はどれ程変わったのか。今も四千人以上が行方不明、七万人以上が避難生活を強いられている現状などはすでに記憶の片隅に追いやられてはいないか。震災と原発暴発に対する国民の共感と支援の輪が示されたが、繰り返された「のど元過ぎれば」を断って、私たちがいつまで被災地に立ち続けられるかが問われている。

(太田)